

国際競争流通業務拠点整備事業

平成 25 年度 募集要領

■応募受付期間

平成 25 年 11 月 29 日（金）～平成 25 年 12 月 19 日（木）

■問い合わせ先

国土交通省都市局市街地整備課 区画整理係 重松

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-734）

Eメール：shigematsu-m2vc@mlit.go.jp

< 目 次 >

I. 国際競争流通業務拠点整備事業の概要

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国際競争流通業務拠点整備事業の事業内容
 - 2-1 事業計画策定調査の申請書の作成・・・・・・・・・・ 3
 - 2-2 事業計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 2-3 事業計画の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2-4 補助スキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2-5 対象地区、対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2-6 補助対象経費、補助対象者、補助率・・・・・・・・ 8

II. 応募申請、評価・審査、認定について

1. 応募申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 応募された事業計画の評価・審査・・・・・・・・・・ 12
3. 事業計画の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて・・・・ 13

III. 補助金の交付等

1. 補助金の交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 交付決定（交付決定変更）・・・・・・・・・・ 15
3. 補助事業の計画変更について・・・・・・・・・・ 15
4. 実績報告及び額の確定について・・・・・・・・・・ 15
5. 補助金の経理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
6. 事務フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
7. 事業中及び事業完了後の留意点・・・・・・・・・・ 16
 - 7-1 取得財産の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 7-2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等・・・・ 17
 - 7-3 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等・・ 17
 - 7-4 実績の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 7-5 アンケート、ヒアリングへの協力・・・・・・・・・・ 17
 - 7-6 情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 7-7 情報の取り扱い等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
8. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

【別添資料】

- IV. 国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査 確認申請書、様式
..... 別添 1-1

- V. 国際競争流通業務拠点整備事業計画 認定申請書、様式
..... 別添 1-2

- VI. 都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱（抄）
（国際競争流通業務拠点整備事業制度 関係部分の抜粋）
..... 別添 2

- VII. 都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱（抄）
（都市再生区画整理事業制度 関係部分の抜粋）
..... 別添 3

- VIII. 国際競争流通業務拠点整備事業実施フロー
..... 別添 4

I . 国際競争流通業務拠点整備事業の概要

1. 目的

大都市圏を背後にもつ港周辺の物流拠点は、古くから国際物流の結節地域として大都市の消費・産業等の経済活動を支えてきましたが、施設の老朽化と、コンテナ対応の大型車や近年の物流ニーズへの対応が十分でない等により、周辺の交通混雑等、都市環境上の課題が発生しています。また、大規模災害時における防災拠点としての機能の向上も求められています。

日本の国際競争力の強化が求められる現在、大都市の経済活動の活性化をはかるためには、これらの拠点を更新にあわせて高度化し、この地域の持てるポテンシャルを最大限に発揮することが期待されています。

本事業は、これらの課題に対応し、国際物流の結節地域の高度化を促進し、国際競争力の強化を図ることを目的として創設しました。

本事業では、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において、物流拠点の整備・再整備に要する経費を国が支援します。

細分化された土地・建物を、建物の更新・整備にあわせて集約・拡大すると、施設の高度化が図れるほか、敷地の拡大によりまとまったオープンスペースの確保が可能となり、周辺の交通混雑の解消が図られることに加え、災害時における物資集配等の機能向上が期待できます。

そこで、本事業では、対象地区における老朽化した物流施設を、集約・拡大するなどして大型化・高度化する事業を主に支援します。

また、周辺の交通の改善に資する敷地内の交通広場及び通路の整備事業を支援します。

あわせて、土地の集約・拡大のために道路等の公共施設の再配置が必要となる場合もあるため、これらの都市基盤の再整備を進めるための土地区画整理事業に対しても支援します。

＜国際競争流通業務拠点整備事業の支援スキーム＞

本事業では、計画段階における事業計画策定調査と、事業段階における拠点整備事業が支援対象となります。

具体的には、都府県が設定する「国際流通業務地域再生促進計画」（以下、促進計画）の地区内における民間事業者等による以下の事業が対象となります。

（なお、促進計画の策定には経過措置が設けられており、平成26年度末までは、都府県が設定する促進計画の対象地区と見込まれる区域内で実施されるものとし、都府県において将来的に促進計画を策定する予定があることの確認をもって、対象地区要件の確認をしたものとする。）

支援メニュー		事業主体	補助対象事業
事業計画策定調査		民間事業者、協議会 土地区画整理事業施行予定者	事業計画の策定及びそのために必要となる調査
拠点整備事業	大規模流通業務施設整備事業	民間事業者、協議会	2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備事業
	交通施設整備事業	民間事業者、協議会	複数の者が利用し、大型車両の通行が可能な物流施設の整備であり、周辺交通の改善に資する敷地内の交通広場及び通路の整備事業
	都市再生土地区画整理事業	土地区画整理事業施行者	都市再生土地区画整理事業

支援を受けるためには、事業者は「国際競争流通業務拠点整備事業計画」（以下、事業計画）を策定し、国の募集に対して申請を行う必要があります。（事業計画策定調査の申請時には事業計画ではなく所定の申請様式による申請を行う必要があります。）

国土交通大臣は、事業計画に記載された事業実施による効果等を勘案して、要件を満たした事業計画に対し大臣認定を行い、認定を受けた事業計画に位置づけられた補助対象事業に対して支援を行います。（事業計画策定調査についても、国による確認を経たものに対して支援を行います。）

2. 国際競争流通業務拠点整備事業の事業内容

2-1 事業計画策定調査の申請書の作成

事業計画策定調査の申請書には、調査の実施に関する次の事項を記載するものとします。(別添 1-1 申請書様式を参照)

- ① 事業主体
(民間事業者、協議会、土地区画整理事業施行(予定)者、その他関係者を記入)
- ② 事業検討対象区域とその面積
(事業検討対象区域の位置、地方公共団体による「促進計画」、用途・容積等の施設整備に係る条件を明示)
- ③ 更新を計画する対象となる物流施設
- ④ 事業検討の必要性
(現況及び課題認識、整備の方向性と目標、調査の概要)
- ⑤ 調査の概算事業費
- ⑥ 調査予定期間
- ⑦ その他必要なこと

2-2 事業計画の策定

事業計画には、事業の実施に関する次の事項を定めるものとします。(別添 1-2 申請書様式を参照)

- ① 事業主体
(民間事業者、協議会、土地区画整理事業施行(予定)者、その他関係者を記入)
- ② 事業対象区域とその面積
(事業検討対象区域の位置、地方公共団体による「促進計画」、用途・容積等の施設整備に係る条件を明示)
- ③ 事業期間 (着工予定時期、事業期間)
- ④ 流通業務拠点の整備概要
(対象事業、現状課題、整備方針)
 - ・ 大規模流通業務施設整備事業
(更新対象となる物流施設、建設予定の物流施設概要)
 - ・ 交通施設整備事業
(更新対象となる物流施設、建設予定の物流施設概要)

・都市再生土地区画整理事業

(施工地区、施行者、現況図及び設計図)

⑤工程表

⑥概算事業費（全体事業費、補助対象事業費の内訳と補助要望額）

⑦資金計画（施設区分別の自己資金・補助金及び他事業資金の別）

⑧防災機能の向上及び都市環境の改善に向けた取組に関する事項

（防災機能の向上に対する配慮事項、都市環境の改善に向けた取組）

⑧ その他必要な事項（物流機能の向上による効果等を記載）

2-3 事業計画の認定

支援を受けようとする者は、国土交通大臣に事業計画（または事業計画策定調査の申請書）を申請し、認定（事業計画策定調査の場合は確認）を受ける必要があります。

<提出方法>

- ・事業計画策定者（または事業計画策定調査の申請者）は応募受付期間内に、申請書を国土交通大臣に提出する必要があります。
- ・提出の手続きの流れは、別添4の国際競争流通業務拠点整備事業実施フローを参照下さい。

<認定基準等>

・認定方法

事業計画の認定は、募集期間中に応募があった申請書の中から、下記に定める要件に該当されると認められる場合に国土交通大臣が行います。

なお、事業計画の認定にあたっては、計画および事業費等の妥当性の判断のために第三者による評価を行います。（原則として第三者の名簿は非公開とすると共に、第三者による評価の結果は非公表とします。）

事業計画策定調査については国土交通大臣による認定は行いませんが、国による確認を行います。

・認定要件

事業計画の認定にあたっては別添2の制度要綱第25条第3項に従い、以下の観点から審査を行います。（事業計画策定調査の確認においても以下要件を準用）

① 促進計画の地区内であること

（注）平成26年度末までは、促進計画の対象地区と見込まれる区域内で実施されること

② 別添2の制度要綱第26条第3項の要件への適合

③ 防災機能の向上及び都市環境の改善が確認されること

④ 概算事業費が妥当であること

⑤ 事業全体の資金計画が妥当であること

⑥ その他必要と認められる事項

また、物流機能の高度化が確認されることも考慮することとします。

なお、都市再生土地地区画整理事業を対象事業として申請する場合は、事前に地方公共団体と協議済であることが要件となります。

また、事業主体および関係者が次のいずれかに該当する事業者である場合は対象外となります。認定（または確認）後に判明した場合も対象外となります。

- イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2-4 補助スキーム

国は予算の範囲内で、国土交通大臣が認定した事業計画に位置付けられる事業（または国が確認した事業計画策定調査）に要する経費の一部を事業主体に対して、補助します。（直接補助）

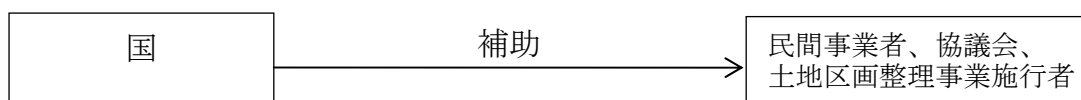
また、地方公共団体が民間事業者等に対して、支援に要する経費を補助する場合は、国は予算の範囲内で、当該地方公共団体にその経費の一部を補助します。（間接補助）

なお、審査対象となる事業計画（または事業計画策定調査）は単年度のもの、複数年度にまたがるもののいずれでも可とします。複数年度にまたがる事業計画が認定（または事業計画策定調査が確認）された場合、それ以降の各年度での審査は不要となりますが、交付申請は各年度で行うことが必要です。

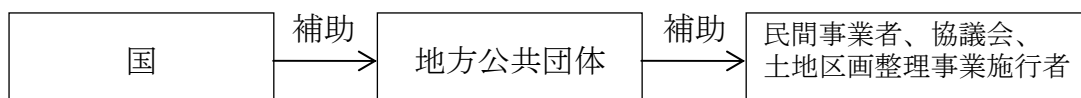
詳細は本要領「Ⅱ. 申請、評価・審査、認定について」を参照願います。

単年度の計画で申請された事業（または事業計画策定調査）については、翌年度にも引続き交付を希望する場合は、改めて翌年度分の事業計画の認定（または事業計画策定調査の確認）を受ける必要があります。

<直接補助>



<間接補助>



2-5 対象地区、対象事業

国際競争流通業務拠点事業は、「促進計画」の区域内で実施される、「事業計画」に定められた事業が対象になります。

促進計画の区域は、別添2の制度要綱第23条に示される、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺（京浜港、阪神港、名古屋港、博多港周辺、但し臨港地区を除く）における工業系用途地域内であり、水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3km以内の範囲に存する土地の区域において、都府県が設定する区域です。

（注）平成26年度末までは、都府県が設定する促進計画の対象地区と見込まれる区域内で実施されるものとし、都府県において将来的に促進計画を策定する予定があることの確認をもって、対象地区要件の確認をしたものとする。

対象事業に面積要件はありません。

但し、大規模流通業務施設整備事業においては、ランプウェイ、スロープ型の共用車路、車輛用共用エレベータを有する施設が対象となります。

また、交通施設整備事業においては、40フィート国際海上コンテナ対応車輛等の大型車の通行が可能な通路等が対象となりますので、こちらも一定規模を有する施設が対象となります。

2-6 補助対象経費、補助対象者、補助率

補助金の交付の対象は、民間事業者等事業主体が国際競争流通業務拠点事業として実施するもので、国際物流の結節地域の高度化を促進し、国際競争力の強化を図る事業の実施のために必要な以下の施設の整備等に関する経費の内、国土交通省が認める費用とします。

支援メニュー別の補助対象経費、補助対象者、補助率の一覧（別添2 交付要綱 第11編第2章第18条より）

支援メニュー	補助対象経費	補助対象者	補助率
事業計画策定調査	国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる費用	民間事業者、協議会 土地区画整理事業施行者（施行予定者含む）	対象となる費用の2分の1以内又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内
拠点整備事業	大規模流通業務施設整備事業	民間事業者、協議会	対象となる費用の2分の1以内、地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内
	交通施設整備事業	民間事業者、協議会	対象となる費用の2分の1以内又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内
	都市再生土地区画整理事業	土地区画整理事業施行者	都市再生土地区画整理事業の交付要綱（別添3）に定められる費用

大規模流通業務施設整備事業の補助対象経費に係る補足事項

共用通行部分	廊下、階段、エレベータ（エレベータシャフトを含む）、エスカレータ及びホールで、専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く
共用待機施設	施設利用者（従業員等）が共用で利用できる施設であり、施設利用者から当該施設使用に対する直接的な収入を得ていない施設が対象
避難設備	<p>排煙設備、非常用照明装置及び防火戸（通路、階段及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用が対象。</p> <p>建築基準法、消防法等の法令に従って設けるもののほか、行政指導により設置するものも交付の対象。</p> <p>排煙設備は、防煙たれ壁（躯体以外のもの）及び特別避難階段、非常用エレベータの前室に設ける給気設備を含む（通常の換気設備と兼用の場合は排煙専用の設備（排煙ファン、切換用ダンパー等）のみとする）。</p> <p>非常用照明装置は、非常用照明施設及び誘導灯設備（一般照明器具と一体となる場合は付加費用分のみ）のみが対象。</p> <p>防火戸のうち、日常的に使用する出入口等に設ける防火戸は除外する。</p>
消火設備及び警報設備の対象	<p>消防法等の法令に従ったもののほか、行政指導等（公文書によるものに限る）により設置される消火施設、警報施設が対象。</p> <p>具体的には、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備 <p>消火栓設備、スプリンクラー設備、連結送水管、消防用水採水管、消火用水槽、ハロゲン化物等消火設備、非常コンセント設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報装置 <p>自動火災報知設備、非常放送設備（通常の放送設備と兼用している場合は非常放送設備専用部分のみ）、非常電話設備</p>
その他	地盤調査及び実施設計に要する費用を含む

Ⅱ. 申請、評価・審査、認定について

1. 申請について

以下のとおり、事業計画および事業計画策定調査を募集いたします。（詳細は、＜制度に関する問い合わせ＞まで）。

<提出書類>

1) 事業計画策定調査

- ① 国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査 確認申請書(様式 1-1-①)
- ② 国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査申請 (様式 1-1-②)
- ③ 同、添付資料

添付資料は下記の通りです。提出方法は応募書類の提出方法に準じますが、容量が大きく困難な場合などは、お問い合わせください。なお、添付資料については各項目につき最大A3用紙1枚程度とします。また、必要に応じて下記添付資料の追加提出を求める場合があります。

【添付資料一覧】

- ・事業者の概要（登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書）
- ・促進計画を示す図面（経過措置中の場合は不要）
- ・申請者が事業区域内の土地について所有権等を有する、または事業を実施することが可能であることを証する書類
- ・更新を検討する対象となる物流施設の概要資料（図面、スペックが分かるパンフレット、現況写真等）
- ・概算調査費の算出根拠

2) 事業計画

- ① 国際競争流通業務拠点整備事業計画 認定申請書 (様式 1-2-①)
- ② 国際競争流通業務拠点整備事業計画 (様式 1-2-②)
- ③ 同、添付資料

添付資料は下記の通りです。提出方法は応募書類の提出方法に準じますが、容量が大きく困難な場合などは、お問い合わせください。なお、添付資料については各項目につき最大A3用紙1枚程度とします。また、

必要に応じて下記添付資料の追加提出を求める場合があります。

【添付資料一覧】

- ・事業者の概要（登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書）
- ・共同事業に関する規約、実施体制図等（共同事業の場合）
- ・促進計画を示す図面（経過措置中の場合は不要）
- ・申請者が事業区域内の土地について所有権等を有する、または事業を実施することが可能であることを証する書類
- ・更新対象となる物流施設の概要資料（図面、スペックが分かる資料、現況写真等）
- ・事業関連資料
 - （大規模流通業務施設整備事業）
配置図、各階平面図、立面図、断面図、面積表
 - （交通施設整備事業）
配置図、平面図、面積表、外構構造図、通行ルート・軌跡図
 - （都市再生土地区画整理事業）
指定様式「一般事項」「資金計画等」「都市再生土地区画整理事業の補助採択要件」「都市再生土地区画整理事業の補助限度額の積算」
- ・概算事業費の算出根拠、年次内訳書、按分面積表
- ・都市環境の改善に関する状況資料（例：現状の周辺交通の交通量資料、現況写真等）

<平成 25 年度応募受付期間>

応募受付期間：平成 25 年 1 1 月 2 9 日（金）

～平成 25 年 1 2 月 1 9 日（木） 1 8 : 0 0（必着）

<応募書類の提出先>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局市街地整備課 区画整理係 重松、後藤

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-734）

Eメール：shigematsu-m2vc@mlit.go.jp、gotou-y29t@mlit.go.jp

<応募書類の提出方法>

- ・提出先へ電子メールまたは郵送または持参にて提出。郵送または持参の場合は2部、電子メールの場合は1部（電子メールまたは郵送の場合には提出先への着信・配達記録郵便等により到着を確認すること。）
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとします。
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」
「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。

<問い合わせ先>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局市街地整備課 区画整理係長 重松

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-734）

Eメール：shigematsu-m2vc@mlit.go.jp

ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08_hh_000024.html

（募集要領・応募様式のダウンロード可能）

質問事項は別添質問書式に記載の上、お送り下さい

2. 応募された事業計画等の評価・審査

募集期間中に応募のあった申請書については、「I-2.3 事業計画の認定」に記載の観点から評価・審査します。

なお、評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日まで提出がない場合には、不十分な情報に基づいて評価せざる得なくなりますので注意して下さい。

3. 事業計画等の認定

事業計画については、審査・評価結果を踏まえ、国土交通大臣が認定し、認定事業計画の策定主体に対し、書面により通知いたします。併せて、認定事業計画に位置づけられた補助対象事業の内容を踏まえ、予算額（当年度執行可能額）を各事業主体に通知します。

事業計画策定調査については国土交通大臣による認定は行いませんが、国による確認を行い、事業計画と同様に、申請者に対し、書面により通知いたします。

4. 複数年度にまたがる事業（または事業計画策定調査）の取り扱いについて

複数年度にまたがる事業（または事業計画策定調査）の取扱いは、次の通りとなります。

- ・ あらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・ 次年度以降については、改めて認定（事業計画策定調査については確認）を受ける必要はありません。また、工事・調査等を継続することは可能ですが、初年度の交付決定時のスケジュールに沿って、毎年度交付申請を行う必要があります。
- ・ 各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。但し、次年度以降の工事・調査分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・ 従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。
- ・ 年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- ・ 補助金の交付決定前に契約が締結されている事業・調査は補助対象となりません。（なお、工事については全体設計承認の制度があります。Ⅲ-1*をご参照ください。）

Ⅲ. 補助金の交付等

認定結果（事業計画策定調査は確認結果）の通知時に、交付申請手続き等について、お知らせします。

補助金の交付申請等にあたっては、本募集要領に記載されている内容を遵守して頂きます。

1 補助金の交付申請

- ・ 交付決定前に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となります。
- ・ 複数年度にまたがる事業の場合、工事については予め全体設計承認*を受けることにより2年目以降の工事分についても初年度の交付決定後に契約が可能ですが、事業計画策定調査については、複数年度にまたがる場合は、年度ごとに補助金の交付申請および当該年度の契約を締結する必要があります（予め複数年度の契約を締結している場合は補助対象外となります）。
- ・ 消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）は外税方式とし、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりませんので、交付申請時に当該控除に係る額を除いて交付申請して下さい。
また、交付決定後、完了実績報告時までには消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行って下さい。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意して下さい。

*全体設計承認の制度

次年度以降にわたる補助事業の全体計画を事前に審査し、当該年度の補助事業の適正な執行を確保するとともに次年度以降に施行される補助事業（次年度以降に補助採択された場合）の適正な執行を確保しようとする制度。

全体設計が認められる場合は、大規模構造物等に係る工事等で施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要があり、かつ当該工事の施行年度が2ヶ年度以上にわたるもの。

補助金の交付の申請の前に「全体設計承認申請書」並びに交付申請の場合に準じて作成した設計書及び関係図面を提出し、承認を受ける必要がある。

なお、全体設計承認を行っていても制度上は次年度以降の補助金の交付が必ず行われるわけではなく、運用として優先的に補助金の配分を行うもの。また、次年度以降については、年度ごとの補助金の交付申請を行う必要がある。

2 交付決定（交付決定変更も含む）

交付申請された内容について、次の事項等について審査したうえで交付決定（変更）されます。

- ・ 交付申請の内容が交付要綱及び募集要領等の要件を満たしていること。
- ・ 交付申請の内容が、認定（事業計画策定調査の場合は確認）された内容に適合していること。
- ・ 補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。

3 補助事業の変更について

補助事業者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ承認を得る必要があります。

① 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

② 補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更があり、認定された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんので、ご注意願います。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「完了実績報告書」を提出して下さい。完了実績報告書を受領した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払い手続きを行います。

なお、完了実績報告書には、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを証明するため工事監理を実施した建築士等の証明書の提出を求めています。それに係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

5 補助金の経理

補助事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領収書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければなりません。

6 事務フロー図

補助金交付等にあたっての主な手続きの流れについては、別添4「国際競争流通業務拠点整備事業実施フロー」を参照ください。民間事業者等が事業を実施する場合（直接補助、間接補助の場合）、地方公共団体が事業を実施する場合毎に、フローを示しています。

なお、対象事業ごとに補助事業者が異なる場合、または直接補助と間接補助の事業がある場合は、補助金の交付申請は別々に行う必要があります。

7 事業中及び事業完了後の留意点

7-1 取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

また、補助事業者は、当該施設を譲渡しようとするときは、施設を譲り受けようとする者と残管理期間において本事業の要件を遵守する旨を規定する確認書を取り交わす必要があります。本事業の要件を遵守せず、承認を受けないで譲渡がなされた場合には、補助事業者に対し補助金の返還を求められます。

7-2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

7-3 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行、及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に充分ご留意下さい。

7-4 実績の報告

補助事業者は、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた施設についての物流機能や防災機能の向上効果、都市環境の改善の成果についての報告を求めます。尚、必要に応じデータ提供についての協力について相談させていただくことがあります。

7-5 アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者は、事例紹介等に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

7-6 情報提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。また、この情報については国土交通省にも適宜提供をお願いします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

7-7 情報の取り扱い等

認定されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等を国土交通省のホームページに掲載します。

また、国際競争流通業務拠点整備事業の推進について広く一般に紹介するため、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

8 その他

補助金交付等に関しては、以下の定めるところによる必要があります。

- 一 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)
- 二 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号)
- 四 都市再生推進事業制度要綱(平成 12 年 3 月 24 日付建設省経宅発第 37-2 号、都計発第 35-2 号、住街発第 23 号)
- 五 都市再生推進事業費補助交付要綱(平成 12 年 3 月 24 日付建設省経宅発第 37-3 号、都計発第 35-3 号、住街発第 24 号)
- 六 国際競争流通業務拠点整備事業(平成 25 年度募集要領)
- 七 その他関連通知等に定めるもの

質 問 書 様 式

質問事項は、以下の様式にご記入の上、メールにて提出願います。

質問事項が複数ある場合は、1件ごとに1表作成願います。

(質問書送付の後、必ず到着を電話等でご確認ください)

1. 質問者

法人名	
部署名	
担当者名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
e-mail アドレス	

2. 質問事項

質問項目 (公募要領・様式・要綱等、質問の対象となる資料名を記載)	
内 容	

番 号
年 月 日

国土交通省 都市局 市街地整備課長 殿

申請者名 印

※共同策定の場合は連名で

国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査 確認申請書
(事業計画策定調査)

国際競争流通業務拠点整備事業に係る制度要綱(都市再生推進事業制度要綱)第26条第2項に規定する国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査の確認を得たく、関係図書を添えて下記の通り申請します。

記

1. 調査名 ○○○○調査
2. 国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査
別添のとおり

国際流通業務拠点整備事業計画策定調査
(平成 25 年度)

事業計画策定調査名 : _____

1. 事業主体

○代表事業者 (補助対象者)

事業者名		
事業者区分		民間事業者・協議会・土地区画整理事業施行(予定)者
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	

○共同事業者

共同事業者名 (1)		
事業者区分		民間事業者・協議会・土地区画整理事業施行(予定)者
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	
共同事業者名 (2)		
事業者区分		民間事業者・協議会・土地区画整理事業施行(予定)者
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	

直接補助／間接補助

<input type="checkbox"/> 直接補助	<input type="checkbox"/> 間接補助 (地方公共団体と協議済の上で申請していることを確認します)
間接補助の場合	(地方公共団体名／部署名／連絡先)

* 共同事業者欄は適宜欄を追加して記入してください。

* 事業協同組合、共同出資会社の場合は、「事業者名」の欄にその旨を追記してください。

* 登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書を添付してください。

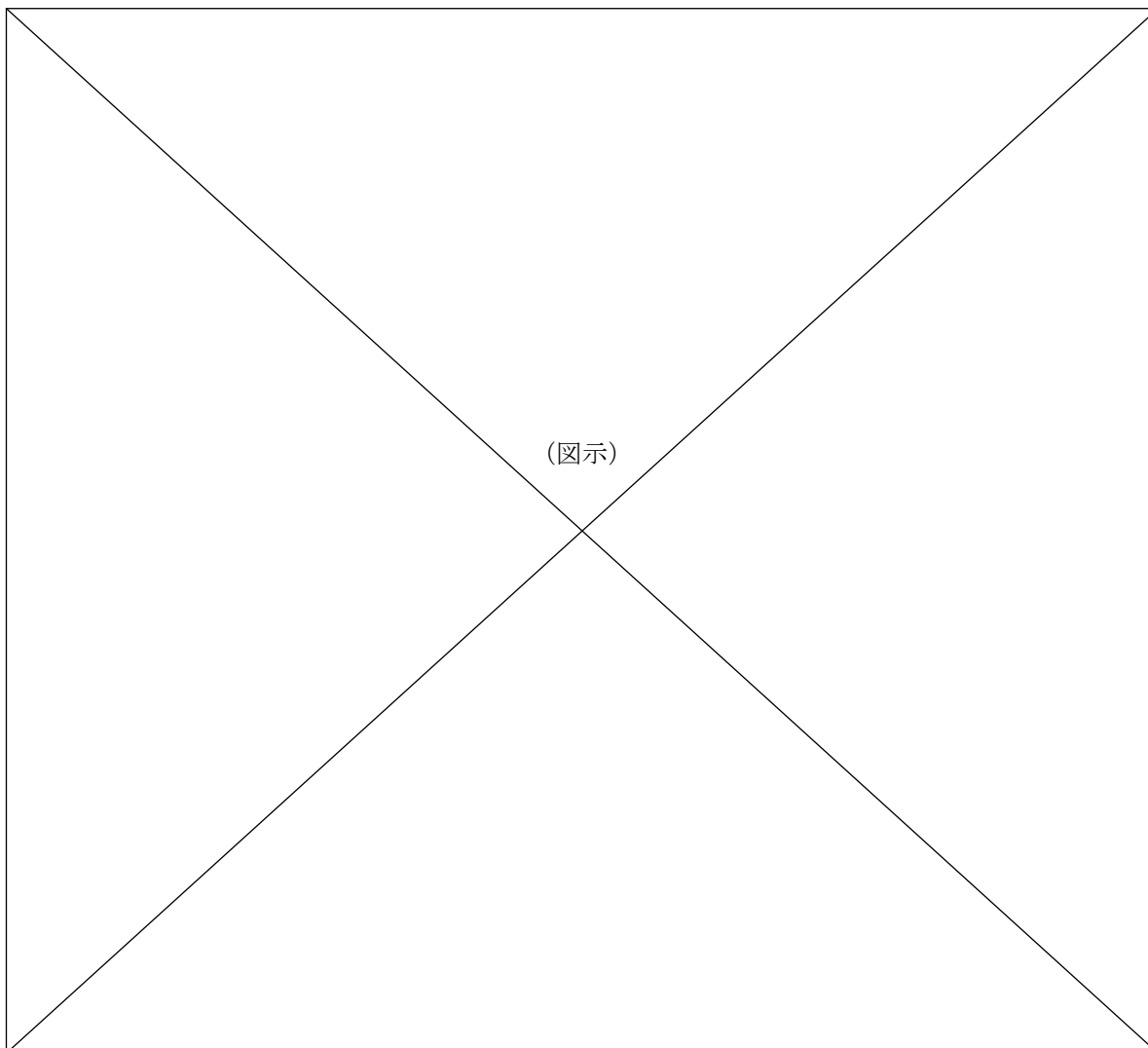
策定調査名

2. 事業検討対象区域とその面積

<対象区域・面積>

対象区域面積： m²

対象区域図



○計画の所在地と国際競争流通業務拠点整備事業（検討対象）の地域要件への適合

所在地		
対象地区となる 国際競争流通業務 地域再生促進計画	対象都府県	
	市町村	
	促進計画策定状況	策定済 ・ 経過措置

(注1) 縮尺は自由とする。

(注2) 事業検討対象区域の位置を明示のこと。

(注3) 地方公共団体による「促進地区」を示す図面を添付し、同図に上記事業検討対象区域を明示すること。
但し、本年度は「促進計画」未策定であるため、事業検討対象区域が「水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3キロメートル以内の範囲に存する土地の区域」であることを明示すること。
国による確認プロセスにおいて、対象都府県に対し、地域要件への適合を照会することとする。

(注4) 下図は周辺の建築物、主要な施設等が確認出来るものを用いること。

策定調査名	
-------	--

<用途・容積等の施設整備に係る条件>

○地域地区

用途地域	
特別用途地区等	

○形態制限

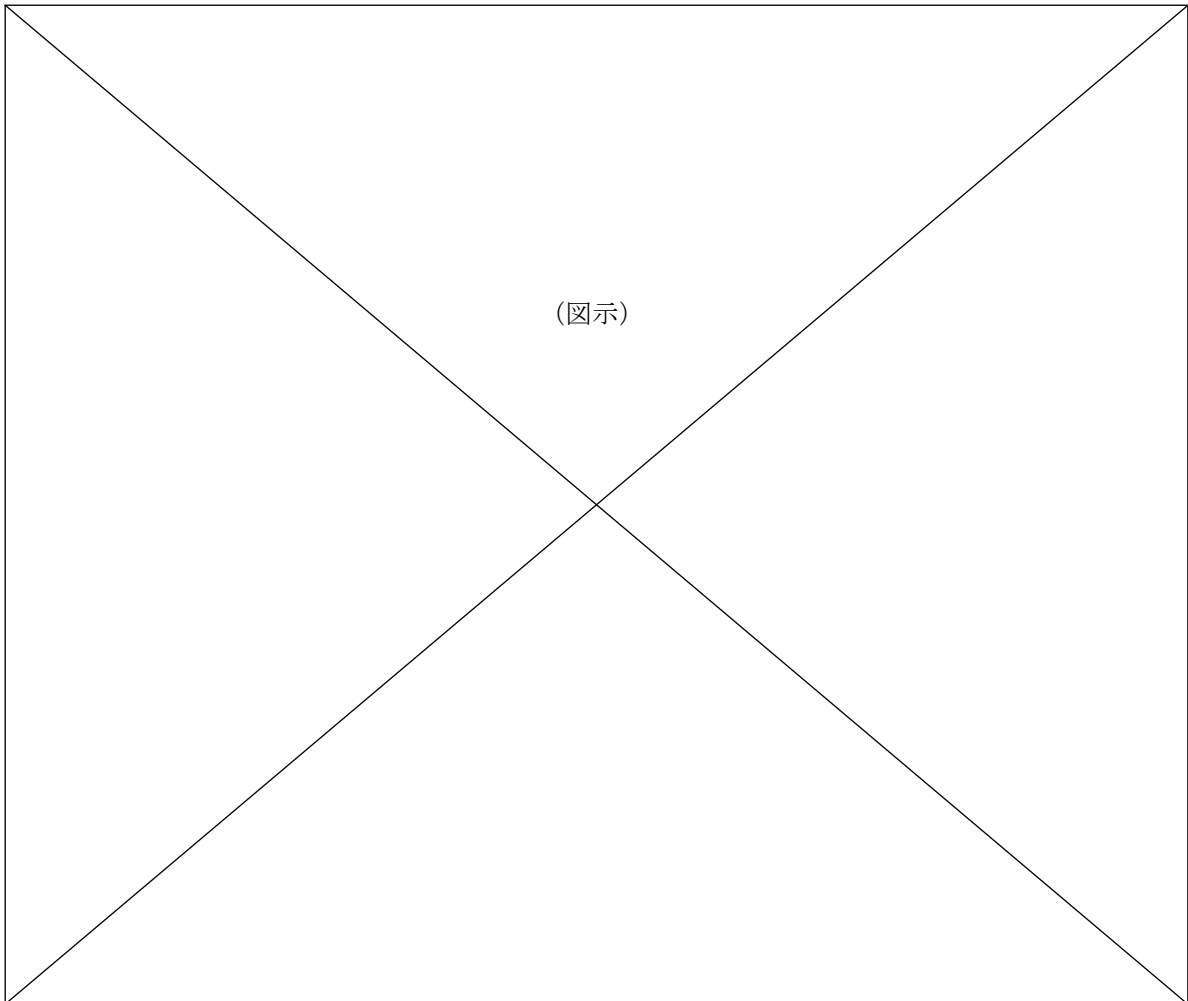
容積率	
建ぺい率	
高さ制限	
その他の形態制限	

○その他都市計画等

地区計画	
その他の都市計画等	

事業検討対象区域の地域地区等指定状況（上記を図示）

（注）指定状況の分かる資料の添付でもよい。



4. 事業検討の必要性

<現況及び課題認識>

物流機能	<input type="checkbox"/> 国際海上コンテナ等の大型車輛へ対応できていない <input type="checkbox"/> 流通加工ニーズに対応できていない <input type="checkbox"/> 施設スペック面が理由で近年の物流ニーズを受け入れられない (例 回転率の高まりに対応できない 等) <input type="checkbox"/> 従業員対応施設の不足、労働環境の改善 <input type="checkbox"/> その他 ()
都市環境	<input type="checkbox"/> 周辺に荷待ち車輛等が存在している <input type="checkbox"/> 敷地内で車輛が転回できず道路にはみ出している <input type="checkbox"/> 施設出入口付近の車輛の回転半径が確保できておらず対向車線に影響 <input type="checkbox"/> 施設出入口の位置が周辺交通に影響を与えている <input type="checkbox"/> その他 ()
防災面	<input type="checkbox"/> 周辺に荷待ち車輛等が存在している <input type="checkbox"/> 施設の耐震性に課題がある <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> ()

(注1) □の部分、■により項目を選択のこと。

特段の課題が無い分類は、「その他」欄に現状認識を記載してください。

(注2) 自由記述欄は適宜欄を追加して記載してください。

<整備の方向性と目標（改善することにより達成したい事項）>

※上記の<現況及び課題認識>に対応する整備の方向性と、それにより達成したい事項・目標を記載してください

※大規模流通業務施設整備事業を想定している場合は、単体再整備の場合との効果比較についても記載願います

策定調査名

<調査の概要>

現況調査

基本計画

基本設計

事業計画策定

策定調査名

5. 概算調査費

費用区分		概算調査費 (千円)	平成25年度 分(※)	補助率	補助要望額
調査	現況調査 (周辺・土地・建物・権利)				
	現況測量				
基本計画(構想・仕様・スペック)					
基本設計(概算工事費、工程)					
事業計画策定(収支計画)					
概算調査費計					

(注1) 概算調査費の算出根拠を添付のこと。

(注2) 項目欄は、適宜欄を追加して記入してください。

(※) 過年度に補助金を受けている場合、次年度以降の予定額がある場合はその旨及び項目ごとの金額を記載してください。補助金交付決定前に契約締結済みの調査は補助対象となりませんのでご注意ください。

6. 調査予定期間

調査期間	平成()年()月頃～平成()年()月頃
------	-------------------------

	平成26年 1月	2月	3月	平成26年度 以降(※)
(1) 現況調査				
(2) 基本計画				
(3) 基本設計				
(4) 事業計画策定				

(※) 補助金交付決定前に契約締結済みの調査は補助対象となりませんのでご注意ください。

着工予定時期	平成()年()月頃
--------	-------------

策定調査名	
-------	--

7. その他必要なこと

--

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

申請者名 印

※共同策定の場合は連名で

国際競争流通業務拠点整備事業計画認定申請書
(拠点整備事業)

国際競争流通業務拠点整備事業に係る制度要綱(都市再生推進事業制度要綱)第25条第1項の規定により、国際競争流通業務拠点整備事業計画の認定を得たく、関係図書を添えて下記の通り申請します。

記

1. 計画名 ○○○○計画
2. 国際競争流通業務拠点整備事業計画(拠点整備事業)
別添のとおり

国際競争流通業務拠点整備事業計画
(平成 25 年度)

計画名 : _____

1. 事業主体

○代表事業者

事業者名		
事業者区分		民間事業者・協議会・土地区画整理事業施行(予定)者
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	

○共同事業者

共同事業者名 (1)		
事業者区分		民間事業者・協議会・土地区画整理事業施行(予定)者
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	
共同事業者名 (2)		
事業者区分		民間事業者・協議会・土地区画整理事業施行(予定)者
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	

直接補助／間接補助

<input type="checkbox"/> 直接補助		<input type="checkbox"/> 間接補助 (地方公共団体と協議済の上で申請していることを確認します)	
間接補助の場合	・対象事業 ()		
	・地方公共団体名／部署名／連絡先 ()		

* 共同事業者欄は適宜欄を追加して記入してください。

* 事業協同組合、共同出資会社の場合は、「事業者名」の欄にその旨を追記してください。

* 共同して事業を行う者同士の関係は、共同して事業を行う者同士で決定し、規約等を締結して応募時に届け出てください。

* 共同事業の場合は実施体制図をあわせて提出してください。

* 登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書を添付してください。

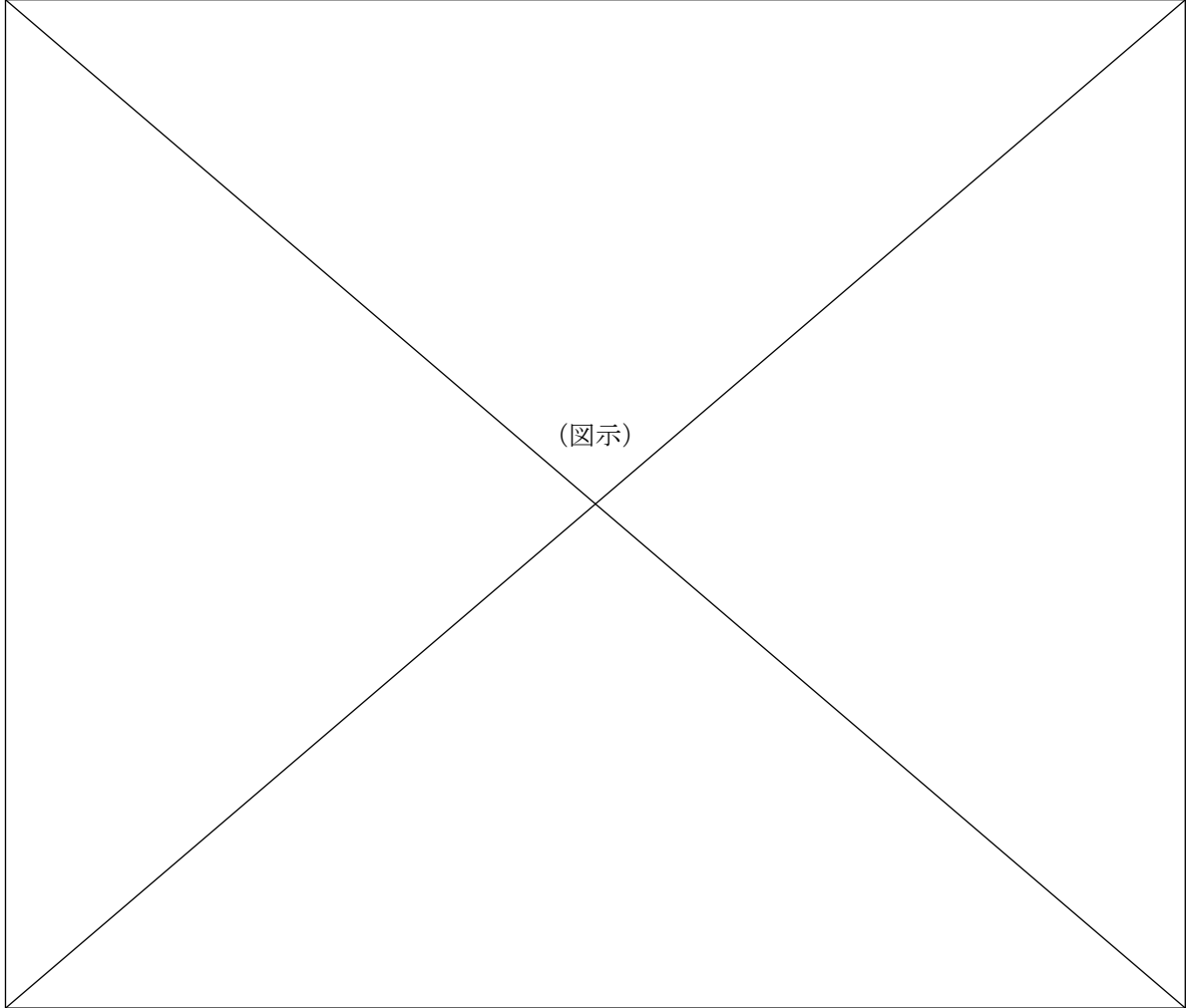
計画名

2. 事業対象区域とその面積

<対象区域・面積>

対象区域面積： m²

国際競争流通業務拠点整備事業対象区域図



○計画の所在地と国際競争流通業務拠点整備事業の地域要件への適合

所在地		
対象地区となる 国際競争流通業務 地域再生促進計画	対象都府県	
	市町村	
	促進計画策定状況	策定済 ・ 経過措置

(注1) 国際競争流通業務拠点整備事業対象区域図の縮尺は自由とする。

(注2) 同区域図には、事業対象区域の位置を明示のこと。

(注3) 地方公共団体による「促進計画」を示す図面を添付し、同図に上記国際競争流通業務拠点整備事業対象区域を明示すること。

但し、本年度は「促進計画」未策定であるため、事業対象区域が「水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3キロメートル以内の範囲に存する土地の区域」であることを明示すること。

国による認定プロセスにおいて、対象都府県に対し、地域要件への適合を照会することとする。

(注4) 下図は周辺の建築物、主要な施設等が確認出来るものを用いること。

計画名	
-----	--

<用途・容積等の施設整備に係る条件>

○地域地区

用途地域	
特別用途地区等	

○形態制限

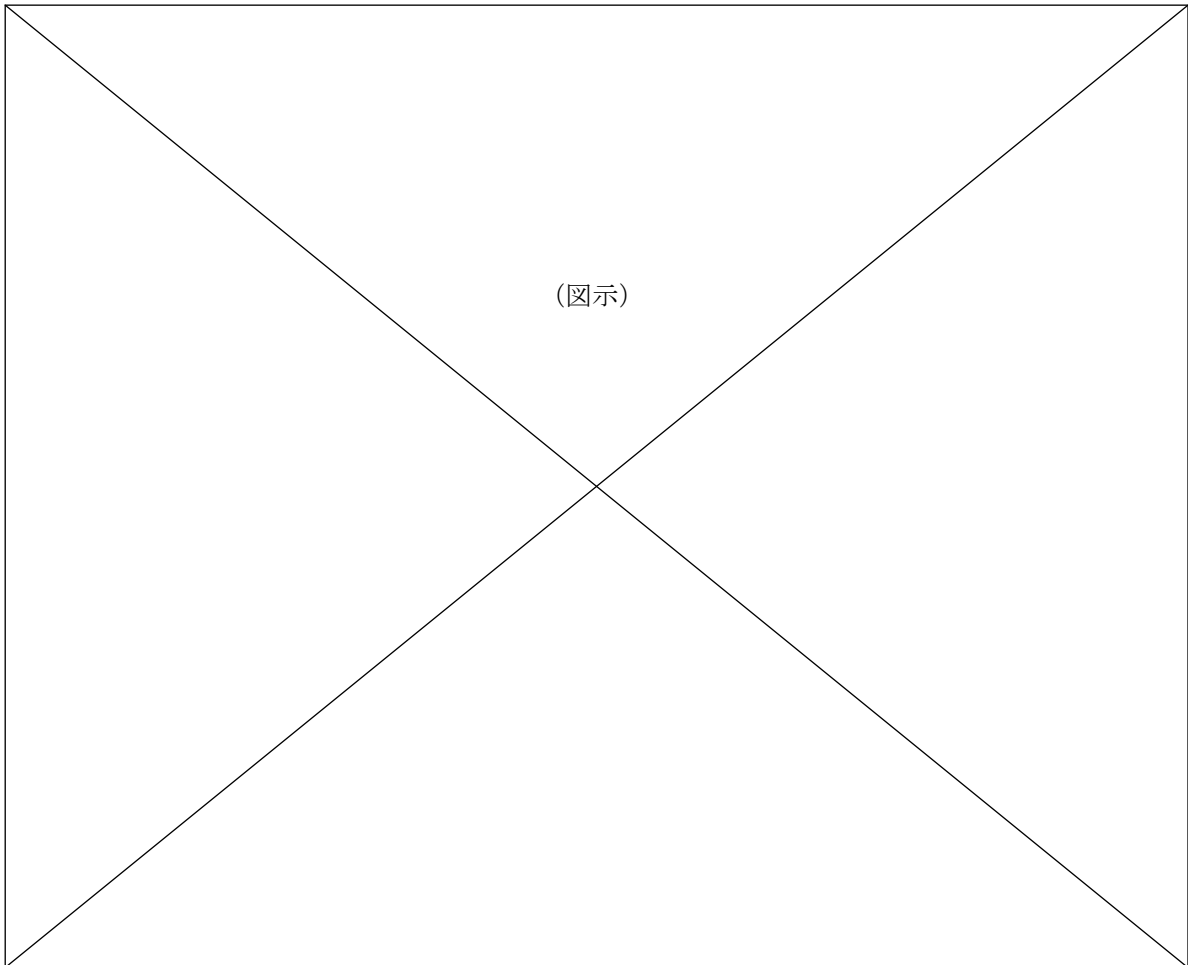
容積率	
建ぺい率	
高さ制限	
その他の形態制限	

○その他都市計画等

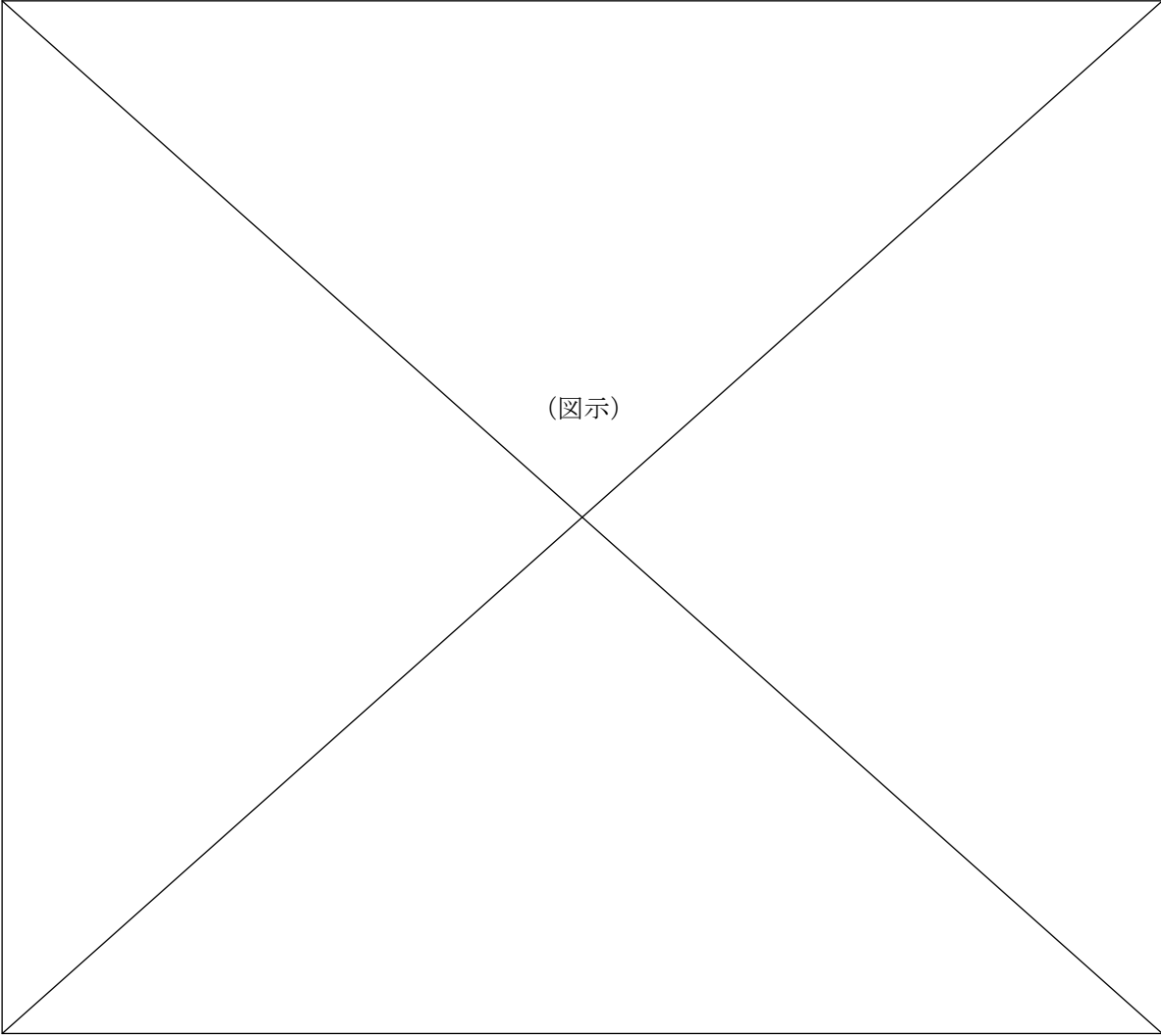
地区計画	
その他の都市計画等	

事業対象区域の地域地区等指定状況（上記を図示）

（注）指定状況の分かる資料の添付でもよい。



計画名	
3. 事業期間	
着工予定時期	平成（ ）年（ ）月頃
事業期間	平成（ ）年（ ）月頃～平成（ ）年（ ）月頃
4. 流通業務拠点の整備の概要	
対象事業	<input type="checkbox"/> 大規模流通業務施設整備事業 <input type="checkbox"/> 交通施設整備事業 <input type="checkbox"/> 都市再生土地地区画整理事業
(注1) <input type="checkbox"/> の部分は、 <input checked="" type="checkbox"/> により項目を選択のこと。	
<現状課題>	
物流機能	<input type="checkbox"/> 国際海上コンテナ等の大型車輛へ対応できていない <input type="checkbox"/> 流通加工ニーズに対応できていない <input type="checkbox"/> 施設スペック面が理由で近年の物流ニーズを受け入れられない (例 回転率の高まりに対応できない 等) <input type="checkbox"/> 従業員対応施設の不足、労働環境の改善 <input type="checkbox"/> その他 ()
都市環境	<input type="checkbox"/> 周辺に荷待ち車輛等が存在している <input type="checkbox"/> 敷地内で車輛が転回できず道路にはみ出している <input type="checkbox"/> 施設出入口付近の車輛の回転半径が確保できておらず対向車線に影響 <input type="checkbox"/> 施設出入口の位置が周辺交通に影響を与えている <input type="checkbox"/> その他 ()
防災面	<input type="checkbox"/> 周辺に荷待ち車輛等が存在している <input type="checkbox"/> 施設の耐震性に課題がある <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> ()
(注1) <input type="checkbox"/> の部分は、 <input checked="" type="checkbox"/> により項目を選択のこと。 特段の課題が無い分類は、「その他」欄に現状認識を記載してください。	
(注2) 自由記述欄は適宜欄を追加して記載してください。	
<整備方針>	
<p>上述の<現状課題>に対応する整備方針を、分類ごとに記載。 特に物流機能に関する整備方針（整備後の施設スペック想定）を詳しく記載。 大規模流通業務施設整備事業を想定している場合は、単体再整備の場合との効果比較についても記載願います</p>	

計画名	
○都市再生土地区画整理事業の概要（申請対象事業の場合のみ記載）	
施行地区面積	
施行者	（法第3条 項）
地区内権利者（数）	
認可権者	（地方公共団体名／部署名／連絡先）
協議状況	認可権者と協議済の上で申請していることを確認します
施行地区現況図及び設計図	
 <p>(図示)</p>	

（注1）指定様式の土地区画整理事業にかかる「一般事項」「資金計画等」「都市再生土地区画整理事業の補助採択要件」「都市再生土地区画整理事業の補助限度額の積算」シートを作成の上、添付のこと。

（注2）土地区画整理事業の認可権者との事前協議を経た後に提出のこと

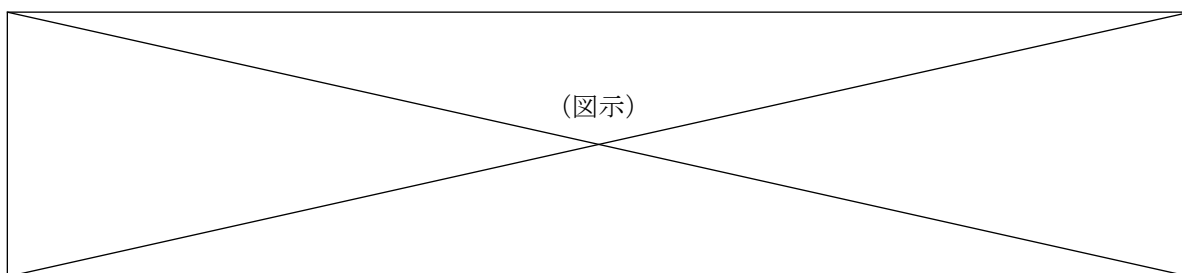
計画名	
-----	--

(参考) 土地区画整理事業の施行地区内で更新予定の物流施設

更新対象となる物流施設

名称・建設地	名称：			
	住所：			
用途	<input type="checkbox"/> 普通倉庫	<input type="checkbox"/> 冷凍冷蔵倉庫	<input type="checkbox"/> トラックターミナル	
	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 荷捌き場		
	<input type="checkbox"/> その他	()		
敷地所有者		敷地面積	m ²	
建物所有者		建物延べ面積・階数	m ² 、地上	階
建物構造		建物築年数		

位置図（上記の各施設の現状の配置図）



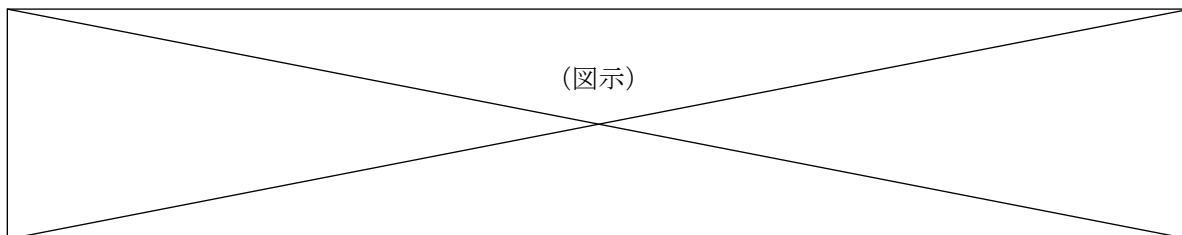
更新後の計画

名称・建設地	名称：			
	住所：			
用途	<input type="checkbox"/> 普通倉庫	<input type="checkbox"/> 冷凍冷蔵倉庫	<input type="checkbox"/> トラックターミナル	
	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 荷捌き場		
	<input type="checkbox"/> その他	()		
敷地面積	m ²	建物延べ面積	m ²	
建物階数	階	建物構造		

敷地所有者	
建物所有者	

以下の図面を添付

- ・配置図
- ・各階平面図
- ・立面図、断面図
- ・面積表（用途別面積表）



(注) 更新対象となる物流施設に関する現況の概要資料（パンフレット等、図面・スペックが分かる資料、現況写真等）を添付すること

計画名	
-----	--

5. 工程表

項 目	工 程											
	平成25年度				平成26年度				平成27年度以降			
全体行程												
○大規模流通業務施設整備事業												
○交通施設整備事業												
○都市再生土地区画整理事業												
○その他												

(注1) 詳細の事業工程表を添付すること。

(注2) 申請対象事業以外に同時に実施する事業がある場合、当該事業の工程も記載すること。

6. 概算事業費

<全体事業費>

区分	項 目	概算事業費 (百万円)	内訳 (百万円)		他の補助事業*の適用予定
			補助対象事業 費 (申請)	補助対象事業 費外	
大規模流通業務施設整備事業	①				・適用()・非適用
	②				・適用()・非適用
	小計				
交通施設整備事業	③				・適用()・非適用
	④				・適用()・非適用
	小計				
都市再生土地区画整理事業	⑤				・適用()・非適用
	⑥				・適用()・非適用
	小計				
その他	⑦				・適用()・非適用
	小計				
概算事業費計					

*他の補助事業の適用がある場合の事業名称等
(上の表の他の補助事業の適用欄に、該当の①
～③を表示)

① ()
② ()
③ ()

(注1) 補助対象事業費と補助対象事業費外を区分した概算事業費の算出根拠を添付のこと。

(注2) 項目欄は、適宜欄を追加して記入してください。

計画名							
< 補助対象事業費（申請）の内訳と補助要望額 >							
区分	項目	補助対象事業費（申請）	補助率	補助要望額（百万円）	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
大規模流通業務施設整備事業	①						
	②						
	③						
	④						
	小計						
交通施設整備事業	⑤						
	⑥						
	小計						
都市再生土地区画整理事業	⑦						
	⑧						
	⑨						
	⑩						
	小計						
合 計							

(注1) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載のこと。

(注2) 複数の事業を申請する場合には、全事業について記載のこと。

(注3) 消費税の額を除いた額で記載すること。(補助対象費用は外税方式とし、消費税を含めた費用が補助対象)

(注4) 大規模流通業務施設整備事業について、補助対象事業費及び補助要望額の算出根拠資料、年次内訳書を添付すること。

申請手数料などは補助対象外。エレベータや設備など積み上げが可能な項目は積み上げにて、それ以外の直接工事費は原則、面積按分にて算出すること。また、共通仮設費、諸経費は、直接工事比率にて按分し、直接工事費、共通仮設費、諸経費を加えたものが工事費用となる。

面積按分にて算出した場合は、按分面積表も添付すること。

(注5) 交通施設整備事業について、補助対象事業費及び補助要望額の算出根拠資料、年次内訳書を添付すること。

申請手数料などは補助対象外。交通施設整備事業の対象工事費は舗装工事費とする。積み上げが可能な項目以外の直接工事費は原則、面積按分にて算出すること。また、共通仮設費、諸経費は、直接工事比率にて按分し、直接工事費、共通仮設費、諸経費を加えたものが工事費用となる。

面積按分にて算出した場合は、按分面積表も添付すること。

(注6) 都市再生土地区画整理事業について、指定様式の土地区画整理事業にかかる「資金計画等」「都市再生土地区画整理事業の補助採択要件」「都市再生土地区画整理事業の補助限度額の積算」シートを作成の上、添付のこと。

(注7) 本年度に着手し、遅くとも着手の翌年度には補助対象部分の出来高が発生することが必要。

計画名								
7. 資金計画		(百万円)						
項目		補助対象事業費			補助対象事業費以外			計
		本事業補助金		自己資金 (内、借入金想定)	他の 補助金	自己資金 (内、借入金想定)	その他	
		国	地方公共団体*					
大規模 流通業 施設 整備 事業								
交通 施設 整備 事業								
都市再 生土 地区 画整 理事 業								
その他								
概算事業費計								
*間接補助の場合のみ								

(注1) 都市再生土地区画整理事業について、指定様式の土地区画整理事業にかかる「資金計画等」シートを作成の上、添付のこと。

計画名

8. 防災機能の向上及び都市環境の改善に向けた取組に関する事項

○防災機能の向上に対する配慮事項

施設の高度化・更新により期待される防災機能の向上効果を簡潔に記述。
例えば、耐震性の向上、大型車輛待機スペースの確保による周辺の緊急避難道路の通行確保などのハード面に起因する向上効果のほか、自治体との災害時の協力協定の締結予定や、周辺の避難受入等の努力目標などを記載

○都市環境の改善に向けた取り組みに関する事項

1) 周辺交通への影響に対する配慮事項【様式末尾の記入方法説明書を参照】

<記載事項の流れ>

(1) 現在の物流施設における必要待機スペースと実際の待機スペースの面積比、および(2) 計画物流施設の必要待機スペースと計画待機スペースの面積比を算出し、(4)において、(1)と(2)を比較し、現状より改善する予定であることを確認する

(1) 現在の物流施設の運用実態・施設仕様・周辺状況および都市環境上の課題

① 現在の物流施設の運用状況

■現在の取扱品目

(例) 衣料品・日用品 食料品 (常温)

■取扱貨物量の月別年間推移

期間						○年4月～○年3月							
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
貨物量									103 t				515 t (月平均Ot)
貨物量推移 (平均に対する比率)									1.5				平均 1

■年間・月間・週間における貨物量の変動の状況

(例) 年間では11月から12月にかけて年末シーズンにおける取扱量が増加する。
冷凍食品を取り扱っており、毎週月曜日の定期船入港日に大型コンテナ車による海外からの冷凍品の搬入時がピークとなるが、それ以外の日は搬出が主となるため月曜日とそれ以外の日の変動差が激しい。

計画名

■待機車両の状況

【概要】 バースにおける平均搬出入作業時間（分／台）を確認し、閑散時間帯における施設内の車両滞留時間から平均作業時間を引いた時間数が、車両が通常、作業開始時間前に施設周辺に到着して待機している時間数と想定する

基準日	調査日
	平成25年〇月〇日

・バースにおける平均搬出入作業時間

一定時間帯におけるサンプル調査により記載。車種や取扱い貨物構成が平均的になる様にサンプルを選定のこと。既存のデータがあれば調査は不要。

サンプル数	平均作業時間(分/台) (a)
〇件	

・貨物車1台あたりの平均待機時間

調査日のうち、駐車場・施設内待機スペースが満車にならない時間帯における車種別の施設内の滞留時間（施設に入ってから出るまでの時間）を調査し、貨物車1台あたりの平均待機時間を推定

調査時間帯	〇時～〇時（時間単位）
-------	-------------

車種	対象時間帯における合計台数 (b)	総滞留時間 (分)	平均滞留時間 (分)	平均待機時間 (分) (平均滞留時間-平均作業時間)
小型車		/	/	/
大型車				
特殊大型車				
全体	(b) 合計	(c)	(d)=(c)/(b) 合計	(e)=(d)-(a)

・ピーク時間帯調査

調査日のピーク時間帯における車種構成と、バースの稼働率（各バースの稼働時間）を調査する

ピーク時間帯	〇時～〇時（時間単位）
--------	-------------

車種構成	対象時間帯における合計台数 (f)	車種構成割合 (h)=(f)/(g)
小型車		
大型車		
特殊大型車		
全体	(g)	

ピーク時間帯のバース稼働率 (割) =稼働時間/ピーク時間帯総時間 (i)	
--	--

ピーク時間帯における、各バースの稼働時間（分）を実態調査結果をもとに算出し、総時間に対する割合を算出する

計画名	
-----	--

【推定】待機車両に必要なスペースの推定

- (a) > (e) の場合、必要待機スペース (j) = バース数 (k) × 稼働率 (i)
(a) < (e) の場合、必要待機スペース (j) = バース数 (k) × (e) / (a) × 稼働率 (i)

上記より、必要待機スペースの面積（バースを除く）を下記の通り推定

車種構成	必要待機スペース (台) (l) = (j) × (h)	車種別 駐車マス 面積(m ²) (m)	必要待機スペース (m ²) (l) × (m)
小型車		11.5	
大型車		42.9	
特殊大型車		59.5	
全体			合計必要面積(n)

② 現在の物流施設の仕様

バース数 (k)		
貨物車駐車台数 (車種別・バース部除く)		
バース部面積 (m ²)		
駐車場面積 (m ²) (o)		
通路部面積 (m ²)		
大型コンテナ車 大型貨物車への 対応状況	バース	(例) 8バースのうち2バースが40ftコンテナ車に対応
	待機スペース	(例) 大型貨物車に対応した駐車スペースは設けておらず施設内の通路脇に駐車
	その他 (通路等)	(例) 施設内の通路は大型貨物車の通行を想定していない。

③ 必要面積と現在の物流施設における駐車場面積の比較

必要待機スペース合計面積 (n) －現在の駐車場面積 (o) (m ²)	不足待機スペース (m ²) (p)
---	-----------------------------------

④ 現在の施設周辺の交通の状況

施設周辺での荷待ち駐車実態調査を想定 (調査方法は23頁参照) 施設運用時間帯における周辺道路での荷待ち車両台数や写真等を添付
--

⑤ 現在発生している都市環境上の課題 (混雑渋滞・周辺道路における貨物車の荷待ち駐車等)

	課題
1	
2	
3	
4	
5	
6	

計画名				
(2) 将来の物流施設の運用計画を踏まえた交通施設の仕様				
① 将来の物流施設の運用計画				
■ 年間平均取扱量				
取扱予定品目				
年間取扱予定量 (t) (a)				
稼働日数 (b)				
稼働日あたり平均取扱予定量 (t) (c) = (a) / (b)				
■ 基準日あたり取扱見込量				
	搬入	搬出		
平常稼働日取扱見込量 (t)				
ピーク日取扱見込量 (t)				
■ 計画駐車台数・面積 (バス部分含む)				
車種	駐車台数 (台)	バス数	計画駐車面積 (㎡)	車種別駐車マス面積 (㎡)
小型車				11.5
大型車				42.9
特殊大型車				59.5
合計		(d)	(o)	
■ バスにおける平均搬入搬出作業時間見込み				
平均作業時間 (分/台) (e)				
(見込値の設定理由)				
■ 車両の平均待機時間見込み				
平均待機時間 (分/台) (f)				
(見込値の設定理由)				
■ ピーク時間帯におけるバス稼働率見込み				
バス稼働率 (割) (g)				
(見込値の設定理由)				
■ ピーク時間帯における車種別構成見込み				
車種構成	台数見込 (台) (h)	車種構成割合 (j) = (h) / (i)		
小型車				
大型車				
特殊大型車				
全体	(i)			
(見込値の設定理由)				

計画名

■上記の見込値から、必要待機スペースの面積を下記の通り推定

【推定】待機車両に必要なスペースの推定

(e) > (f) の場合、必要待機スペース(k) = バース数(d) × 稼働率(g)

(e) < (f) の場合、必要待機スペース(k) = バース数(d) × (f) / (e) × 稼働率(g)

車種構成	必要待機スペース (台) (l) = (k) × (j)	車種別 駐車マス 面積(㎡) (m)	必要待機スペース (㎡) (l) × (m)
小型車		11.5	
大型車		42.9	
特殊大型車		59.5	
全体			合計必要面積(n)

② 必要面積と計画物流施設における計画駐車面積の比較

計画駐車場面積(o) - 必要待機スペース合計面積(n) (㎡)	不足待機スペース (㎡) (p)
-------------------------------------	---------------------

③ その他運用計画に基づく交通施設の仕様

例) 施設出入口位置の見直し、施設出入り口の回転半径の大型車両対応
大型貨物(コンテナ)車が通行可能な、通路幅、ランプウェイの確保等、運用計画にもと
づく交通施設の使用を記載

④ 将来予測される施設周辺の交通の状況

例1) 現在、周辺の流通業務施設と朝のピーク時において、貨物車の集中により渋滞が発生して
おり、本施設更新後も朝には交通集中による渋滞が発生すると考えられる。
例2) 本施設の立地地区と高速道路ICとを結ぶ道路が計画されており(2017年を目標)、特に
大型貨物車の本施設へのアクセスは大幅に改善する見込みである。

計画名	
(3) 課題解決のための取組と期待される効果	
① 「現在の物流施設」の不足待機スペースと「計画物流施設」の不足待機スペースの比較 待機スペースの不足面積が、計画物流施設において現状より改善（不足面積が減少）していることを確認してください	
計画物流施設の不足待機スペース(2)②(p) －現在の物流施設の不足待機スペース(1)③(p)	(㎡) < 0 (必要条件)
② 周辺交通の課題解決のための取組と期待される効果 特に、(2)②(p)がマイナスの場合はそれを補うための取組を記載してください。	
課題解決のための取組	期待される効果
物流施設の運用計画を踏まえた駐車スペースの確保	例) 現在、周辺の流通業務施設と朝のピーク時において、貨物車の集中により渋滞が発生している。施設更新後は貨物車待機スペースが増加することから渋滞は緩和されると考えられる。
ピーク日において施設内通路部に貨物車の駐車を可能にすることで、駐車面積不足に対応	例) 荷待ち駐車については、平均的な稼働日においては施設内に必要な駐車面積が確保されていることから発生しないと考えている。またピーク日は駐車場面積は不足するものの、通路部の約15%を含めると面積は確保されることから周辺道路における荷待ち駐車はほぼ吸収できると考えられる。
施設内の荷待ちと駐車場の混雑状況を携帯電話等を用いて貨物車のドライバーに伝えるシステムの導入	貨物車のドライバーが施設到着時間を調整することにより、施設周辺の路上での荷待ち駐車の発生抑制が可能である。
③ その他事業推進上の取組の工夫	
2) その他の都市環境の改善の取組	
例) 公共施設の整備の取組(緑地、道路隅切り等)と期待される効果 等 騒音対策・施設からの排気・排ガスに関する配慮 等、 環境・景観対策 等 の周辺の都市環境改善に資する取組を記載	
9. その他必要な事項(物流機能の向上による効果等を記載)	
例) 物流コスト低減効果(定性的な内容でもよい)、 物流活動(輸送、荷役、在庫、流通加工等)の効率化・高度化に関する方針、方針に基づいた施設の整備方針(整備後の施設スペック想定)、 単一施設の再整備の場合との効果比較について 等	

8. 1) 周辺交通への影響に対する配慮事項に関する記入方法

(1) 現在の物流施設の運用実態・施設仕様・周辺状況および都市環境上の課題

① 現在の物流施設の運用状況

<p>■現在の取扱品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主な取扱品目を下表の品目分類から記載（複数品目可） <p style="text-align: center;">■品目分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目分類</th> <th>品目内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 農水産品(定温)</td> <td>穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>2. 農水産品(常温)</td> <td>穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が不要なもの</td> </tr> <tr> <td>3. 食料工業品(冷凍)</td> <td>冷凍保管が必要な食料工業品</td> </tr> <tr> <td>4. 食料工業品(定温)</td> <td>冷蔵保管や温度管理が必要な食料工業品</td> </tr> <tr> <td>5. 食料工業品(常温)</td> <td>温度管理が不要な食料工業品</td> </tr> <tr> <td>6. 食料工業品を除く 軽工業品</td> <td>紙・パルプ、繊維工業品</td> </tr> <tr> <td>7. 出版・印刷物</td> <td>出版・印刷物</td> </tr> <tr> <td>8. 日用品</td> <td>家具装備品・台所用品、衣料・身回品・はきもの、文房具・楽器・玩具・運動娯楽用品、医薬品、化粧品、その他日用品</td> </tr> <tr> <td>9. 日用品を除く雑工 業品</td> <td>ゴム製品、皮革製品、その他の製造工業品</td> </tr> <tr> <td>10. 林産品</td> <td>原木、製材・その他の林産品・薪炭</td> </tr> <tr> <td>11. 鉱産品</td> <td>砂利・砂・土・石材、原油、天然ガス、金属鉱、石炭、石灰石、その他の非金属鉱品</td> </tr> <tr> <td>12. 金属工業品</td> <td>鉄鋼、非鉄金属、金属製品</td> </tr> <tr> <td>13. 一般機器</td> <td>はん用機械機器、生産用機械機器、業務用機械機器、その他の一般機器</td> </tr> <tr> <td>14. 電気機器</td> <td>民生用電気機器、通信及び関連装置、半導体素子、パソコン、その他の電気機械</td> </tr> <tr> <td>15. 輸送機器</td> <td>完成自動車、自転車、部品及び付属品、その他の輸送機器</td> </tr> <tr> <td>16. 精密機器</td> <td>計測機器、時計、カメラ、自動販売機、医療用機器、その他精密機器</td> </tr> <tr> <td>17. 窯業品</td> <td>陶磁器・ガラス、セメント、生コン、その他のセメント製品、れんが・石炭・その他窯業品</td> </tr> <tr> <td>18. 化学工業品</td> <td>揮発油、灯油・軽油、重油、石油ガス、その他石油製品、石炭製品、化学薬品、化学肥料、その他化学工業品</td> </tr> <tr> <td>19. 特殊品</td> <td>建設残土、金属くず、動植物性飼肥料、その他の廃棄物、輸送用容器類品</td> </tr> <tr> <td>20. 混載</td> <td>積み合わせ品、混載、宅配便</td> </tr> <tr> <td>21. 不明</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	品目分類	品目内訳	1. 農水産品(定温)	穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が必要なもの	2. 農水産品(常温)	穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が不要なもの	3. 食料工業品(冷凍)	冷凍保管が必要な食料工業品	4. 食料工業品(定温)	冷蔵保管や温度管理が必要な食料工業品	5. 食料工業品(常温)	温度管理が不要な食料工業品	6. 食料工業品を除く 軽工業品	紙・パルプ、繊維工業品	7. 出版・印刷物	出版・印刷物	8. 日用品	家具装備品・台所用品、衣料・身回品・はきもの、文房具・楽器・玩具・運動娯楽用品、医薬品、化粧品、その他日用品	9. 日用品を除く雑工 業品	ゴム製品、皮革製品、その他の製造工業品	10. 林産品	原木、製材・その他の林産品・薪炭	11. 鉱産品	砂利・砂・土・石材、原油、天然ガス、金属鉱、石炭、石灰石、その他の非金属鉱品	12. 金属工業品	鉄鋼、非鉄金属、金属製品	13. 一般機器	はん用機械機器、生産用機械機器、業務用機械機器、その他の一般機器	14. 電気機器	民生用電気機器、通信及び関連装置、半導体素子、パソコン、その他の電気機械	15. 輸送機器	完成自動車、自転車、部品及び付属品、その他の輸送機器	16. 精密機器	計測機器、時計、カメラ、自動販売機、医療用機器、その他精密機器	17. 窯業品	陶磁器・ガラス、セメント、生コン、その他のセメント製品、れんが・石炭・その他窯業品	18. 化学工業品	揮発油、灯油・軽油、重油、石油ガス、その他石油製品、石炭製品、化学薬品、化学肥料、その他化学工業品	19. 特殊品	建設残土、金属くず、動植物性飼肥料、その他の廃棄物、輸送用容器類品	20. 混載	積み合わせ品、混載、宅配便	21. 不明	不明
品目分類	品目内訳																																												
1. 農水産品(定温)	穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が必要なもの																																												
2. 農水産品(常温)	穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が不要なもの																																												
3. 食料工業品(冷凍)	冷凍保管が必要な食料工業品																																												
4. 食料工業品(定温)	冷蔵保管や温度管理が必要な食料工業品																																												
5. 食料工業品(常温)	温度管理が不要な食料工業品																																												
6. 食料工業品を除く 軽工業品	紙・パルプ、繊維工業品																																												
7. 出版・印刷物	出版・印刷物																																												
8. 日用品	家具装備品・台所用品、衣料・身回品・はきもの、文房具・楽器・玩具・運動娯楽用品、医薬品、化粧品、その他日用品																																												
9. 日用品を除く雑工 業品	ゴム製品、皮革製品、その他の製造工業品																																												
10. 林産品	原木、製材・その他の林産品・薪炭																																												
11. 鉱産品	砂利・砂・土・石材、原油、天然ガス、金属鉱、石炭、石灰石、その他の非金属鉱品																																												
12. 金属工業品	鉄鋼、非鉄金属、金属製品																																												
13. 一般機器	はん用機械機器、生産用機械機器、業務用機械機器、その他の一般機器																																												
14. 電気機器	民生用電気機器、通信及び関連装置、半導体素子、パソコン、その他の電気機械																																												
15. 輸送機器	完成自動車、自転車、部品及び付属品、その他の輸送機器																																												
16. 精密機器	計測機器、時計、カメラ、自動販売機、医療用機器、その他精密機器																																												
17. 窯業品	陶磁器・ガラス、セメント、生コン、その他のセメント製品、れんが・石炭・その他窯業品																																												
18. 化学工業品	揮発油、灯油・軽油、重油、石油ガス、その他石油製品、石炭製品、化学薬品、化学肥料、その他化学工業品																																												
19. 特殊品	建設残土、金属くず、動植物性飼肥料、その他の廃棄物、輸送用容器類品																																												
20. 混載	積み合わせ品、混載、宅配便																																												
21. 不明	不明																																												
<p>■取扱貨物量の月別年間推移</p>	<ul style="list-style-type: none"> 期間を記入（できるだけ直近年度の1年間とする） 直近1年間の記載を何月から始めるかは問わない。月の順序は記入した期間に合わせるために変更して良い 貨物量(t)は有効数字2桁で記入。最終列に年間取扱合計（年計）と月平均の貨物量を記入 貨物量推移は上記の月平均に対する比率を記入 																																												
<p>■年間・月間・週間における貨物量の変動の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取扱貨物の変動について、年間、月間、週間で見たときの変動状況を例にならい具体的に記入 																																												
<p>■待機車両の状況 (基準日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本申請に際しては、施設整備前後における都市環境改善の効果測定および、駐車場等の必要量算定のため、現在の物流施設の交通実態調査を行う事を前提としている。(詳細は22頁参照) この調査日選定に際しては、調査が可能なスケジュールの中で、最も貨物車が集中すると考えられる日を選定することとしている。 基準日の一日あたり取扱貨物量(t)を有効数字2桁で記入 																																												
<p>■待機車両の状況 (バスにおける平均搬出入作業時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日における一定の時間帯を対象に車輛のサンプル調査を実施し、実際の搬出入時間を調査。 車種や取扱貨物の構成が平均的になるようにサンプルを選定すること。 既存の同様数値があれば調査は不要。 																																												

<p>■待機車両の状況 (貨物車1台あたりの平均待機時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日のうち、駐車場・施設内待機スペースが満車にならない時間帯における貨物車の待機時間を調査する。 上記時間帯を選定し、対象時間帯における車種別・車別の入出庫時間を入りロゲートで調査。 対象時間帯における車種別台数と施設内の総滞留時間(出入時間の差の総和)を算出。 平均滞留時間から平均搬出入作業時間を引いた時間が、通常、作業開始前に施設周辺に到着して待機している時間数と想定 貨物車種類は自動車の大きさを基準に以下のように定義する。 <table border="1" data-bbox="507 495 1404 741"> <thead> <tr> <th>貨物車種類</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>想定される貨物車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型車</td> <td>4.70m 以下</td> <td>1.70m 以下</td> <td>2.00m 以下</td> <td>2t車までの貨物車</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>12.0m 以下</td> <td>2.50m 以下</td> <td>3.80m 以下</td> <td>後2軸の 2tを超える貨物車</td> </tr> <tr> <td>特殊大型車</td> <td>16.5m 以下</td> <td>2.50m 以下</td> <td>3.80m 以下</td> <td>4軸のセミトレーラー 連結車</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考：道路構造令の解説と運用)</p>	貨物車種類	長さ	幅	高さ	想定される貨物車	小型車	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下	2t車までの貨物車	大型車	12.0m 以下	2.50m 以下	3.80m 以下	後2軸の 2tを超える貨物車	特殊大型車	16.5m 以下	2.50m 以下	3.80m 以下	4軸のセミトレーラー 連結車
貨物車種類	長さ	幅	高さ	想定される貨物車																	
小型車	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下	2t車までの貨物車																	
大型車	12.0m 以下	2.50m 以下	3.80m 以下	後2軸の 2tを超える貨物車																	
特殊大型車	16.5m 以下	2.50m 以下	3.80m 以下	4軸のセミトレーラー 連結車																	
<p>■待機車両の状況 (ピーク時間帯調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日のピーク時間帯を選定し、車種別ピーク時間発集量を実態調査結果をもとに記入 基準日のピーク時間帯における車種別・車別の入出庫台数を入りロゲートで調査。 																				
<p>■待機車両の状況 (ピーク時間帯のバース稼働率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日のピーク時間帯を選定し、各バースの稼働時間(または非稼働時間)を実態調査結果をもとに記入。 平均バース稼働率を算出 																				
<p>■待機車両に必要なスペースの推定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要駐車台数を以下の計算式にて算出 $\text{車種別必要駐車台数} = \text{バース数} \times \text{車種別構成割合} \times \text{車種別駐車マス面積 (m}^2\text{)}$ 各車種の必要面積を足して現状の必要面積を算定 貨物車種類別に必要な駐車マスの大きさは以下を標準とする <table border="1" data-bbox="549 1294 1254 1442"> <thead> <tr> <th>貨物車種類</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型車</td> <td>5.00m</td> <td>2.30m</td> <td>11.5 m²</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>13.0m</td> <td>3.30m</td> <td>42.9 m²</td> </tr> <tr> <td>特殊大型車</td> <td>17.0m</td> <td>3.50m</td> <td>59.5 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考：道路構造令の解説と運用)</p>	貨物車種類	長さ	幅	面積	小型車	5.00m	2.30m	11.5 m ²	大型車	13.0m	3.30m	42.9 m ²	特殊大型車	17.0m	3.50m	59.5 m ²				
貨物車種類	長さ	幅	面積																		
小型車	5.00m	2.30m	11.5 m ²																		
大型車	13.0m	3.30m	42.9 m ²																		
特殊大型車	17.0m	3.50m	59.5 m ²																		

④ 現在の物流施設の仕様

<ul style="list-style-type: none"> バース数、貨物車駐車台数(車種別・バース部除く)、駐車場面積(m²)、通路部面積(m²)を記入 大型コンテナ車大型貨物車への対応状況について以下の例を参考に記入 <p>(例) バース：8バースのうち2バースが40ftコンテナ車に対応</p> <p>待機スペース：大型貨物車に対応した駐車スペースは設けておらず施設内の通路脇に駐車</p> <p>その他(通路等)：施設内の通路は大型貨物車の通行を想定していない。</p>
--

(2) 将来の物流施設の運用計画を踏まえた交通施設の仕様

① 将来の物流施設の運用計画

■取扱予定品目	<ul style="list-style-type: none"> 取扱予定品目を記載。 未定の場合は想定として最大5品目まで記入
■年間取扱貨物見込量	<ul style="list-style-type: none"> 取扱見込量を取扱予定品目毎に記入。 未定の場合は想定として記載。
■計画駐車台数・面積 (バース部分含む)	<ul style="list-style-type: none"> 施設計画における車種別の駐車台数、バース数、計画駐車面積(車種別の駐車台数に車種別駐車マス面積をかける)を記入
■バースにおける平均搬出入作業時間見込み	<ul style="list-style-type: none"> 想定値を記載。見込値設定の理由を具体的に記載すること
■車両の平均待機時間見込み	<ul style="list-style-type: none"> 想定値を記載。見込値設定の理由を具体的に記載すること。想定値が無い場合は、現状調査の結果を適用。
■ピーク時間帯におけるバース稼働率見込み	<ul style="list-style-type: none"> 想定値を記載。見込値設定の理由を具体的に記入すること。
■ピーク時間帯における車種別構成見込み	<ul style="list-style-type: none"> 想定値を記載。見込値設定の理由を具体的に記入すること。
■待機車両に必要なスペースの推定	<ul style="list-style-type: none"> 必要駐車台数を以下の計算式にて算出 $\text{車種別必要駐車台数} = \text{バース数} \times \text{車種別構成割合} \times \text{車種別駐車マス面積 (m}^2\text{)}$ 各車種の必要面積を足して現状の必要面積を算定

(参考)

8. 1) 周辺交通への影響に対する配慮事項に関する物流施設交通実態調査方法

※下記に相当する調査結果を既に有する場合は改めて調査を行う必要はない

■ 調査の目的

- ・施設整備前後における都市環境改善の効果測定
- ・駐車必要面積の算定の根拠データの取得

■ 調査方法 (太字は調査により把握される項目)

● バースにおける平均搬出入作業時間調査

- ・基準日における一定の時間帯を対象に車輛のサンプル調査を実施し、実際の搬出入時間を調査
- ・車種や取扱貨物の構成が平均的になるようにサンプルを選定すること。

● 貨物車 1 台あたりの平均待機時間を推定

- ・基準日のうち、駐車場・施設内待機スペースが満車にならない時間帯における貨物車の待機時間を調査する。該当の時間帯を選定する。
- ・物流施設ゲートにおいて、貨物車別の車種、入庫時間、出庫時間を調査
- ・ナンバープレート等により車種を確認し貨物車毎の滞留時間を計算した上で、車種毎に集計し、以下の項目を把握

車種別発集量 (台数) : 物流施設に出入りした車種別の貨物車台数

車種別総滞留時間 (分) : 物流施設に出入りした車種別の滞留時間の総合計

- ・上記により、物流施設における**貨物車の平均滞留時間**を算出
平均滞留時間から平均搬出入作業時間を引いた時間を、平均待機時間とする

● ピーク時間帯調査

- ・基準日のピーク時間帯を選定し、**車種別ピーク時間発集量**を実態調査する
- ・物流施設ゲートにおいて、貨物車別の車種、台数を調査
- ・**各バースの**ピーク時間帯における総稼働時間 (または非稼働時間) を実態調査し、**ピーク時間帯における稼働率**を算出する

● 施設周辺荷待ち車両実態調査

- ・調査対象場所は対象施設の敷地外周の道路、および敷地から半径 500m 程度内の近隣において待機車が発生していると考えられる箇所 (公園周辺等) 周辺道路等において、当該施設に起因する荷待ち車両の発生が考えられる場所とする
- ・ピーク時間帯の調査を基本とし、駐車車両について 1 時間毎に駐車位置とナンバープレートを調査。
- ・本調査により、**施設周辺における荷待ち車両の発生数および駐車**の状況を把握
- ・成果としては荷待ち発生エリア別の駐車車両数の集計表のほか、駐車車両の駐車状況について写真や地図等を用いて視覚的にとりまとめること

■ 注意事項

○ 調査日の設定について

- ・月間、週間の変動を考慮に入れ、調査が可能なスケジュールの中で、最も貨物車が集中すると考えられる一日を選定

都市再生推進事業制度要綱

第 1 編 総則

第 1 条 目的

この要綱は、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築するため、国が地方公共団体等に対し必要な助成を行う制度を確立し、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 1 条の 2 定義

1 都市再生推進事業

「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市再生総合整備事業
- 二 都市再生区画整理事業
- 七 まち再生総合支援事業
- 十 国際競争拠点都市整備事業

～略～

1 2 国際競争拠点都市整備事業

第 1 項第十号にいう「国際競争拠点都市整備事業」とは、都市の国際競争力強化を図るため、本要綱第 11 編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

本要綱第 11 編第 1 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等の事業をいう。

二 国際競争流通業務拠点整備事業

本要綱第 11 編第 2 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において実施される、次に掲げる調査又は事業をいう。

イ 促進計画策定調査

本要綱第 11 編第 2 章第 24 条の国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのた

めに必要となる調査

ロ 事業計画策定調査

本要綱第11編第2章第25条の国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査

ハ 拠点整備事業

本要綱第11編第2章第25条の国際競争流通業務拠点整備事業計画に位置付けられる国際競争力の強化、防災機能の向上及び都市環境の改善に資する流通業務拠点の整備に関する事業

～略～

第11編 国際競争拠点都市整備事業

第1章 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第23条 事業地区

国際競争流通業務拠点整備事業の事業地区は、次の一及び二に該当する地域をいう。

- 一 都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺地域（ただし、臨港地区及び臨港地区となることが予定される地区を除く。）
- 二 工業系用途地域内であり、かつ、水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3キロメートル以内の範囲に存する土地の区域

第24条 国際競争流通業務地域再生促進計画

- 1 都道府県は、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき主務大臣が定める「流通業務施設の整備に関する基本指針」を踏まえ、第23条の事業地区において、次に掲げる事項を記載した国際競争流通業務地域再生促進計画（以下「促進計画」という。）を策定することができる。
 - 一 対象地区及びその面積
 - 二 前号の地区における流通業務機能の改善及び向上に向けた取組の基本方針
 - 三 都市計画等における前項の地区の位置づけ
 - 四 流通業務機能の改善及び向上により期待される効果（流通業務拠点の高度化によるコスト低減等により特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏の国際競争力を強化する効果等）
 - 五 その他必要な事項
- 2 促進計画を策定する場合にあっては、事前に国土交通大臣に協議しなければならない。
- 3 前各項の規定は、計画を変更する場合（別に定める軽易な変更を除く。）に準用する。

第25条 国際競争流通業務拠点整備事業計画

- 1 第26条第3項に定める補助対象事業を実施するために補助金の交付を受けようとする

【別添 2 - ①】

事業の施行者になることが見込まれる者は、単独で又は共同して、国際競争流通業務拠点整備事業計画（以下「事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業主体
- 二 事業区域とその面積
- 三 事業期間
- 四 流通業務拠点の整備の概要（施設建築物については概略設計図を添付すること。）
- 五 工程表
- 六 第四号の整備の概算事業費（本事業の対象とする整備の概算事業費を明示すること。）
- 七 資金計画（第四号に定める整備に関するものを含む。）
- 八 防災機能の向上及び都市環境の改善に向けた取組に関する事項
- 九 その他必要な事項

3 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。

- 一 促進計画の地区内で実施されること。
- 二 流通業務拠点整備による防災機能の向上及び都市環境の改善が確認されること。
- 三 第26条第3項の要件に該当すること。
- 四 概算事業費が妥当であること。
- 五 資金計画が妥当なものとなっていること。

4 国土交通大臣は、第3項の規定により事業計画の認定をしたときは、地方公共団体及び申請者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第26条 補助対象事業

国際競争流通業務拠点整備事業の補助対象は、次の第1項から第3項に掲げる調査又は事業とする。

- 1 第1編第1条の2第12項第二号イに定める促進計画策定調査
- 2 第1編第1条の2第12項第二号ロに定める事業計画策定調査
- 3 第1編第1条の2第12項第二号ハに定める拠点整備事業のうち、次の各号に掲げる事業
 - 一 都市再生土地区画整理事業

第3編第6条第1項第二号イに定める都市再生土地区画整理事業（流通業務機能の改善及び向上を図るべき地域において物流拠点の整備を推進するために施行するものに限る。）を対象とするが、第3編第6条の3第2項に定める施行地区要件は、以下に読み替えるものとする。

イ 第3編第6条の3第2項第一号に定める公共用地率に係る地区要件

【別添 2 - ①】

公共用地率が20%未満であること。なお、公共用地率の算定は第3編第6条の3第2項第一号の定めに従うものとする。

ロ 第3編第6条の3第2項第二号ハに定める重点地区の要件

第3編第6条の3第1項第一号ハ（1）の要件を満たし、2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う地区であること。

二 大規模流通業務施設整備事業

2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う事業であり、公共施設（道路、公園、広場、緑地等）の整備を伴うものを対象とする。

三 交通施設整備事業

複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業を対象とする。

第27条 事業主体

- 1 前条第1項の調査は、都道府県が行う。
- 2 前条第2項の調査は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）が行う。
- 3 前条第3項第一号の事業は土地区画整理事業施行者が、前条第3項第二号および第三号の事業は民間事業者又は協議会が行う。

第28条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、補助対象事業の費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して、補助対象事業の費用を補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その費用の一部を補助することができる。

～略～

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成25年5月15日から施行する。

2 国際競争拠点都市整備事業に係る経過措置

第25条第3項第一号の規定は、平成26年度末までは、「促進計画の地区内で実施されること」を「促進計画の策定が見込まれる地区内で実施されること」と読み替えるものとする。

都市再生推進事業費補助交付要綱

第1編 総則

第1条 通則

都市再生推進事業費補助（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）、都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37-2号、都計発第35-2号、住街発第23号）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第1条の2 指導監督事務及び指導監督事務費

1 指導監督事務

都道府県知事は、都市再生推進事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）又は協議会に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う都市再生推進事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不適當である場合は、この率によらないことができる。

第1条の3 補助金等の経理

1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明かにする帳簿を作成し、都市再生推進事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

～略～

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第18条 補助金の交付対象等

【別添2-②】

補助金の交付対象及び補助金の額は、制度要綱第11編第26条に定める補助対象事業ごとに次の各項に定めるところによる。

1 促進計画策定調査

- 一 制度要綱第24条に定める国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内とする。

2 事業計画策定調査

- 一 制度要綱第25条に定める国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

3 都市再生土地区画整理事業

- 一 制度要綱第26条第3項第一号に定める都市再生土地区画整理事業に要する費用を交付対象とする。なお、制度要綱第26条第3項第一号に定める読み替えを行うものとする。
- 二 国は、予算の範囲内において、土地区画整理事業施行者に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、制度要綱第3編第6条の5及び6の規定に従い、交付要綱第3編第6条の3第2項に定める額とする（ただし、交付要綱第3編第6条の3第2項第一号ワ及びヨ、第二号ロ、第三号の補助限度額における土壌汚染調査費及び第四号ホは対象外とする。また、同項第三号の補助限度額における浸水対策施設整備費は、附則の定めにかかわらず算定の対象とする。）。

4 大規模流通業務施設整備事業

- 一 2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）に係るランプウェイ、スロープ型の共用車路、共用エレベータ又は共同施設（緑地、広場、駐車場、共用通行部分、共用待機施設、避難設備、消火設備及び警報設備）の整備に要する費用を交付対象とする。なお、駐車場整備についてはその費用に4分の1を乗じて得た額を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用

の3分の1以内とする。

5 交通施設整備事業

- 一 複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業に係る敷地内の交通広場（駐車施設、荷待ち施設、転回施設）及び通路の整備に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成25年5月15日から施行する。

都市再生推進事業制度要綱

第1編 総則

第1条 目的

この要綱は、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築するため、国が地方公共団体等に対し必要な助成を行う制度を確立し、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第1条の2 定義

1 都市再生推進事業

「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市再生総合整備事業
- 二 都市再生区画整理事業
- 七 まち再生総合支援事業
- 十 国際競争拠点都市整備事業

～略～

3 都市再生区画整理事業

前第1項第二号にいう「都市再生区画整理事業」とは、防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が貧弱で整備の必要な既成市街地の再生並びに被災した市街地の復興等を推進するため、本要綱第3編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市再生事業計画案作成事業
- 二 都市再生土地区画整理事業
- 三 被災市街地復興土地区画整理事業
- 四 緊急防災空地整備事業
- 五 都市再生区画整理統合補助事業

～略～

第3編 都市再生区画整理事業

第6条 定義

本編における用語の定義は、土地区画整理法（以下、この編において「法」という。）及び第1編第1条の2に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 「都市再生区画整理事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生事業計画案作成事業

都市再生土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業

二 都市再生土地区画整理事業

イ 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が貧弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業

ロ 法第14条第2項の規定に基づき設立の認可を受けた土地区画整理組合の事業基本方針に定められた施行地区において、地方公共団体が公共施設充当用地を取得する事業

三 被災市街地復興土地区画整理事業

イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業

ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業

四 緊急防災空地整備事業

土地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業

五 都市再生区画整理統合補助事業

既成市街地の再生等に資する総合的なプロジェクトを推進するため、第一号から第四号に定める事業を総合的に実施又は実施する者を補助する事業をいう。

2 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）

二 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（民間事業者は除く。）

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下、この編において「密集法」という。）第40条に規定する防災街区計画整備組合

四 農住組合

五 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）

六 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）

- 七 独立行政法人都市再生機構
- 八 地方住宅供給公社
- 九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、数人共同して住宅街区整備事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者 3 人以上が共同で行うものに限る。）
- 十 大都市法第 29 条第 2 項に規定する住宅街区整備組合
- 3 「市街化調整区域等」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に基づき定められた市街化調整区域及び同法第 7 条第 1 項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の同法第 8 条第 1 項第一号に規定する用途地域が定められていない土地の区域をいう。
- 4 「集落地域等」とは、集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 3 条に規定する集落地域及び原則として都市計画区域を単位として定める市街化調整区域等の整備及び保全に関する構想において整備が必要であると位置付けられた区域をいう。
- 5 「農振農用地」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 8 条第 1 項に規定する農業振興地域整備計画に定められた農用地区域をいう。
- 6 「建築物棟数密度」とは、区域内の建築物の棟数を次に掲げる部分に係る面積を除いた当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。
 - 一 公共施設の用に供している部分
 - 二 主として住宅の用に供しない国公有地の部分
 - 三 急傾斜地その他の宅地として利用することが困難な土地等の部分
- 7 「老朽住宅棟数」とは、区域内における別途定める「住宅の老朽度等の測定基準」（以下「測定基準」という。）による評点が 130 以上である住宅又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている住宅の棟数及び測定基準による評点が 100 以上 130 未満である住宅の棟数に 10 分の 8 を乗じて得た棟数をいう。
- 8 「老朽住宅棟数率」とは、老朽住宅棟数の合計の住宅棟数に対する割合をいう。
- 9 「要素事業」とは、都市再生区画整理統合補助事業を構成する第 1 項第一号から第四号に定める事業をいう。
- 10 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村（特別区を含む）が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画
 - 二 地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模）
 - 三 その他必要な事項
- 11 「公益施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいう。
- 12 「都市機能導入施設」とは、公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。
- 13 「公益施設等」とは、次に掲げる公益施設及び商業活性化施設をいう。
 - イ 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されるこ

とが確実なものをいう。

- (1) 地階を除く階数が3以上であること。
 - (2) 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）、地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）又は生活関連施設（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第7項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）に位置付けられた教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。
 - (3) その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計がおおむね500平方メートル以上のものであること。
- ロ 「商業活性化施設」とは、認定基本計画に位置付けられた「商業の活性化のための事業」として整備される施設で、整備されることが確実なものをいう。

第6条の2 事業主体

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行者となることが見込まれる者（以下「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される若しくは第6条の3第1項第一号ロに該当する地区における土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道府県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。
- 3 都市再生土地区画整理事業は、第6条第1項第二号イに掲げる事業にあつては都道府県、市町村又は土地区画整理組合等（ただし、第6条の3第1項第一号ロに該当する地区については、第6条第2項第二号及び第五号に規定する者に限る。）が、同条第1項第二号のロに掲げる事業にあつては都道府県又は市町村が行う。
- 4 被災市街地復興土地区画整理事業は、都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。
- 5 緊急防災空地整備事業は、都道府県又は市町村が行う。
- 6 都市再生区画整理統合補助事業は、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う。都市再生区画整理統合補助事業に係る要素事業は、要素事業ごとに同種の事業について第1項から第5項において定められた事業主体が実施するものとする。

第6条の3 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。
 - 一 都市再生土地区画整理事業予定地区
既成市街地の再生に資する都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれか

【別添 3-①】

の要件に該当する地区において行う。

イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る区域に存し、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。

- (1) 都市計画法第 6 条の 2 に規定する整備、開発及び保全の方針又は同法第 18 条の 2 第 1 項に規定する基本方針
- (2) 地方自治法第 2 条第 4 項に規定する基本構想
- (3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第十号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）
- (4) 中心市街地活性化法第 9 条第 1 項に規定する基本計画（以下「中心市街地活性化基本計画」という。）
- (5) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 76 号）第 6 条第 1 項に規定する基本計画
- (6) 都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画

ロ 三大都市圏の近郊整備地帯等のうち、市街化が進行している集落地域等（農振農用地を除く。）に存し、かつ、イの(1)若しくは(2)に定められ、又は定められることが確実な区域に存する無秩序な開発を防止する必要がある地区。

ハ 次の要件に該当する地区（以下「安全市街地形成予定地区」という。）

- (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る区域（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む）に存し、かつ、イの(1)から(6)のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であること。
- (2) 震災時に延焼又は建物倒壊による危険性が高い木造住宅等が密集している市街地に存する次の要件のいずれかに該当する地区
 - ① 密集法第 3 条第 1 項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下「防災再開発促進地区」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存すること。
 - ② 地域防災計画に定められ、又は定められることが確実な区域に存し、かつ、次の区域内のいずれかに存すること。
 - (i) 三大都市圏の既成市街地等
 - (ii) 大規模地震発生の可能性の高い地域
 - (iii) 指定都市
 - (iv) 県庁所在地

ニ ハ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区（(2)から(6)のいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。以下「拠点市街地形成予定地区」という。）

- (1) 中心市街地等に存する次の要件に該当する地区であること。
 - ① 中心市街地活性化法第 8 条第 1 項に規定する基本方針に適合するものであること。
 - ② 中心市街地活性化基本計画の実施が当該基本計画を作成する市町村における中

【別添 3-①】

心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

- ③ 中心市街地活性化基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ④ 中心市街地活性化基本計画における目標の実現に大きく貢献する中核的な地区であって、都市機能導入施設の整備が行われる地区であること。
 - ⑤ 当該地区の土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保並びに経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる地区であること。
 - ⑥ 中心市街地活性化基本計画を作成する市町村の区域内の中心市街地において中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進することが、当該地区の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められる地区であること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づき定められた都市再生緊急整備地域に係る地区であること。
 - (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定められた地区であること。
 - (4) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第12条第11項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第二号の区域に係る地区であること。
 - (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項第二号の区域に係る地区であること。
 - (6) 都市計画法第6条の2に規定する整備、開発及び保全の方針若しくは又は同法第18条の2第1項に規定する基本方針、又は地方自治法第2条第4項に規定する基本構想において、地域の拠点として位置づけられた地区であること。

ホ ハ(1)の要件に該当し、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた、又は受けることが確実な歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業の地区（以下「歴史的風致維持向上予定地区」という。）

二 被災市街地復興土地区画整理事業予定地区

被災した市街地の復興に資する都市再生事業計画案作成事業については、被災地の面積がおおむね20ヘクタール以上で被災戸数がおおむね1,000戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域（以下「推進地域」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区において行うものとする。

2 都市再生土地区画整理事業のうち第6条第1項第二号イに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。

- 一 公共用地率が15%未満であること。ただし、公共用地率の算定にあたっては次のとおりとする。

【別添 3-①】

- イ 幹線道路等を除く。
- ロ 次号ニに規定する拠点的市街地形成重点地区において、公益施設等の整備が図られる場合にあつては、狹隘道路等を除く。ただし、狹隘道路等の道路幅員について、住宅地にあつては4 m未満、商業地又は工業地にあつては6 m未満とする。
- 二 次の要件（前項第一号イに規定する計画、構想又は方針において位置付けられた場合に限る。）のいずれかに該当する地区であること。
 - イ 前項第一号イの要件を満たす地区
 - ロ 前項第一号ロの要件を満たす地区
 - ハ 前項第一号ハの要件を満たし、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区（防災再開発促進地区又は地域防災計画に定められた区域に存する場合に限る。以下「安全市街地形成重点地区」という。）

(1) 次の要件に該当する地区

- ① 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上であること。ただし、平成17年度までに定められた住生活基本法（平成18年法律第61号）附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第3条の3第2項第四号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下「重点供給地域に係る地区」という。）又は都市防災推進事業制度要綱（平成20年3月31日国都防発第76号）第2条第8項に規定するリノベーション整備計画に位置付けられた地区（当該リノベーション整備計画が同要綱第2条の6第2項各号の要件に適合するものに限る。以下「リノベーション整備計画に位置付けられた地区」という。）にあつては25棟以上であること。また、重点供給地域に係る地区で、かつ、リノベーション整備計画に位置付けられた地区にあつては13棟以上であること。
- ② 原則として、次表の左欄に掲げる地区の建築物棟数密度の区分に応じ、老朽住宅棟数率が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

建築物棟数密度	老朽住宅棟数率
30以上40未満	7割
40以上50未満	6割
50以上60未満	5割
60以上70未満	4割
70以上	3割

- (2) 緑化重点地区整備事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省都公緑発第27号）に基づく防災公園・市街地一体整備事業を実施する地区を含む地区であること。

- ニ 前項第一号ハ(1)の要件を満たし、かつ、前項第一号二(1)から(6)のいずれかに該当する地区（(1)にのみ該当する地区は、次の要件を満たす場合に限る。以下

【別添 3-①】

「拠点的市街地形成重点地区」という。)

- (1) 中心市街地活性化基本計画において位置づけられた地区であること。
- (2) 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた中心市街地の活性化に関する施策が、総合的かつ一体的に実施され、まちづくり協議会、商店街振興組合等地域の住民、事業者等による組織が当該計画の実現に積極的に参加することが確実であること。

ホ 前項第一号ハ(1)の要件を満たし、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業の地区(以下「歴史的風致維持向上重点地区」という。)

三 次のいずれかの要件に該当すること。

イ 第二号イ、ハ、ニ又はホに該当する地区については、次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 面積に当該地区に係る都市計画において定められた、又は定められることが確実な容積率を乗じて得た値(以下「換算面積」という。)が2ヘクタール以上であること。
- (2) 複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。)が2ヘクタール以上であること。
- (3) 第二号ハに該当し、かつ、重点供給地域に係る地区については、換算面積が1ヘクタール以上であること。
- (4) リノベーション整備計画に位置付けられた地区については、(1)、(2)及び(3)中「2ヘクタール」とあるのは「おおむね1ヘクタール」と、「1ヘクタール」とあるのは「おおむね0.5ヘクタール」とすること。
- (5) 拠点的市街地形成重点地区において、公益施設等の整備が図られる場合にあっては、換算面積が1ヘクタール以上であること。

ロ 前項第一号ロに該当する地区については、面積が2ヘクタール以上であること。

- 3 都市再生土地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ロに掲げる事業は、前項の要件に該当する地区において行うものとする。
- 4 被災市街地復興土地区画整理事業のうち第6条第1項第三号イに掲げる事業は、第6条の3第1項第二号の要件(推進地域に定められた区域に存する場合に限る。)に該当する地区において行うものとする。
- 5 被災市街地復興土地区画整理事業のうち第6条第1項第三号ロに掲げる事業は、推進地域内の土地の区域における地区において行うものとする。
- 6 緊急防災空地整備事業は、土地区画整理事業を予定する次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 都市計画法第12条の規定により土地区画整理事業の都市計画決定がなされた地区であって減価補償を必要とすることが見込まれる地区
 - 二 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る又は隣接する地区であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区

- イ 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等
 - ロ 人口10万人以上の市
 - ハ 中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地
 - ニ 大規模地震発生の可能性の高い地域
- 7 都市再生区画整理統合補助事業は、当該事業を構成する要素事業により推進される総合的なプロジェクトが実施される地区において行うものとする。都市再生区画整理統合補助事業に係る要素事業は、要素事業ごとに同種の事業について第1項から第6項において定められた地区において実施するものとする。

第6条の4 都市再生区画整理統合補助事業計画

- 1 都市再生区画整理統合補助事業を行おうとする事業主体は、一体的かつ総合的に既成市街地の再生を促進すべき地区について、次の各号に掲げる事項を記載したおおむね10ヶ年の計画（以下「都市再生区画整理統合補助事業計画」という。）を策定するものとする。この場合において、第七号については、関連事業の事業主体と調整の上、必要に応じて記載するものとする。
- 一 地区の名称
 - 二 地区の面積
 - 三 計画期間
 - 四 地区の整備方針
 - 五 都市再生区画整理統合補助事業において実施又は補助される要素事業
 - 六 計画期間における各要素事業の概算事業費
 - 七 関連事業（総合的なプロジェクトを推進するため、都市再生区画整理統合補助事業に併せて実施又は補助される都市再生区画整理統合補助事業以外の事業をいう。）及びその事業主体
 - 八 その他必要な事項
- 2 都市再生区画整理統合補助事業計画において、前項各号に掲げる事項のほか、都市再生区画整理統合補助事業の全部又は一部について、要素事業の事業費内訳等を定めることができる。
- 3 事業主体は、都市再生区画整理統合補助事業を策定したときは、国土交通大臣に協議し、同意を得るものとする。この場合において、当該手続きは、市町村（指定都市を除く。）にあっては、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 4 前3項の規定は、都市再生区画整理統合補助事業計画を変更する場合に準用する。
- 5 都市再生区画整理統合補助事業計画に事業費内訳等が定められていない部分又は定められた事業費内訳等について変更する必要がある部分について、国土交通大臣が補助金の交付決定又は交付決定変更をした場合には、当該交付決定又は交付決定変更に係る事業費内訳が、都市再生区画整理統合補助事業計画の事業費内訳等として定められ、国土交通大臣の同意を受けたものとみなす。

第6条の5 地方公共団体等に対する国の補助

- 1 都市再生事業計画案作成事業

【別添3-①】

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第一号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の3分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
 - 二 前号の規定にかかわらず、安全市街地形成予定地区、拠点的市街地形成予定地区及び歴史的風致維持向上予定地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
 - 三 第一号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第二号の要件に該当する地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 2 都市再生土地区画整理事業
 - 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第2項及び同条第3項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用の3分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
 - 二 前号の規定にかかわらず、安全市街地形成重点地区、拠点的市街地形成重点地区及び歴史的風致維持向上重点地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
 - 3 被災市街地復興土地区画整理事業

国は、予算の範囲内において、第6条の3第4項又は第5項の要件に該当する地区における被災市街地復興土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
 - 4 緊急防災空地整備事業

国は、予算の範囲内において、第6条の3第6項の要件に該当する地区における緊急防災空地整備事業のうち公共施設充当用地の取得に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体に対して補助することができる。
 - 5 都市再生区画整理統合補助事業

国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市再生区画整理統合補助事業に要する費用のうち、第1項から第4項において補助することができる者と定められた者が実施する要素事業にあつては、要素事業ごとにそれぞれ同種の事業について第1項から第4項に定められた国の補助割合と同じ割合以内を補助することができる。

第6条の6 地方公共団体の補助に対する国の補助

1 都市再生事業計画案作成事業

- 一 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第1項の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の3分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

【別添 3-①】

- 二 前号の規定にかかわらず、安全市街地形成予定地区、拠点市街地形成予定地区及び歴史的風致維持向上予定地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。
 - 三 第一号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第二号の要件に該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。
- 2 都市再生土地区画整理事業
- 一 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第2項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の3分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。
 - 二 前号の規定にかかわらず、安全市街地形成重点地区、拠点市街地形成重点地区及び歴史的風致維持向上重点地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業
- 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第4項又は第5項の要件に該当する地区における被災市街地復興土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。
- 4 都市再生区画整理統合補助事業
- 国は、事業主体である地方公共団体が、土地区画整理組合等に対し、都市再生区画整理統合補助事業として要素事業の実施に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において、第1項から第3項において補助できると定められた要素事業にあつては、当該地方公共団体が土地区画整理組合等への補助に要する費用に対し、要素事業ごとにそれぞれ同種の事業について第1項から第3項に定められた国の補助割合と同じ割合を乗じた額以内を、当該地方公共団体に対し、補助することができる。

～略～

附 則

～略～

都市再生推進事業費補助交付要綱

第1編 総則

第1条 通則

都市再生推進事業費補助（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）、都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37-2号、都計発第35-2号、住街発第23号）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第1条の2 指導監督事務及び指導監督事務費

1 指導監督事務

都道府県知事は、都市再生推進事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）又は協議会に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う都市再生推進事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不適當である場合は、この率によらないことができる。

第1条の3 補助金等の経理

1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明かにする帳簿を作成し、都市再生推進事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

～略～

第3編 都市再生区画整理事業

第6条 補助対象

本編で定める補助金の交付対象は、制度要綱第3編に定める都市再生事業計画案作成事

業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業及び都市再生区画整理統合補助事業とする。

第6条の2 定義

本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。

一 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が3以上であること。

ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下、この編において「大都市法」という。）第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計がおおむね500平方メートル以上のものであること。

二 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が3以上であること。

ロ 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）、地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）又は生活関連施設（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第7項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）に位置付けられた教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計がおおむね500平方メートル以上のものであること。

三 「商業活性化施設」とは、認定基本計画に位置付けられた「商業の活性化のための事業」として整備される施設で、整備されることが確実なものをいう。

四 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯

設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

五 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される土地区画整理法（昭和29年法律第119号。この号において「法」という。）第93条に規定する建築物をいう。

イ 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下「減価補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

- (1) 主要駅付近又は中心市街地にあつて、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。
- (2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したもののおおむね80パーセント以上である地区であること。
- (3) 土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積のおおむね30パーセント以上となる地区であること。

ロ 法第91条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

- (1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、おおむね30以上であること。
- (2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数のおおむね10パーセント以上であること。

六 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要な額を限度とする。

イ 調査設計に要する費用

ロ 公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。

- (1) 緑地の整備に要する費用
- (2) 広場の整備に要する費用
- (3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用
- (4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用
- (5) 児童遊園の整備に要する費用

ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信

施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

- ① 消防施設の整備に要する費用
- ② 避難施設等の整備に要する費用
- ③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用
- ④ 監視装置の整備に要する費用
- ⑤ 避雷施設の整備に要する費用
- ⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用
- ⑦ 公共用通路の整備に要する費用
都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S1 : 補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

【別添3-②】

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が10人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合
 - (a) 人の居住の用に供される部分 50平方メートル
 - (b) (a)以外の用に供される部分 20平方メートル
 - b 次の要件のいずれかに該当する場合
 - (a) 立体換地建築物の延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの
 - (b) 大都市法第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの
 - c 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第2条第2項に規定する拠点地区内、都市活力再生拠点整備事業制度要綱（昭和62年6月30日付け建設省都再発第55号）に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）又は市街地再開発事業（組合施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号）に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）の土地区画整理事業である場合
 - d 次の要件を満たすものである場合
 - (a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）。
 - (b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。
 - (c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。
 - (d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。
 - e 制度要綱第3編第6条の3第2項第三号の要件に該当する地区内の土地区画整理事業である場合
- ⑩ 特殊基礎工事に要する費用
- 次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和62年建設省告示第1897号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

【別添3-②】

- a 三大都市圏の既成市街地等及びこれらに接続して市街地を形成している区域
- b 指定都市及び道府県庁所在の市の区域
- c 制度要綱第1条の2第11項第八号に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域

⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の3分の1以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法（昭和27年法律第231号）第51条に規定する航空障害灯の整備に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の4分の1とみなす。）おおむね300台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

七 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。

八 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。

九 「不燃領域率」とは、不燃領域面積を地区面積で除した数値をいう。なお、不燃領域面積は、次の式により算定するものとする。

不燃領域面積＝空地面積（短辺又は直径40m以上かつ面積が1500㎡以上の水面、公園、運動場、学校及び一団の施設等の面積又は幅員6m以上の道路面積をいう。以下同じ。）の合計の値＋（地区面積－空地面積の合計の値）×全建物の建築面積のうち耐火建築物が占める割合

十 「避難路等沿道耐火建築物等」とは、次のいずれかに該当する建築物をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第十号の地域防災計画に定

【別添3-②】

められた又は定められることが確実な避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地で、かつ、次の(1)及び(2)に該当する区域において整備されることが確実なものをいう。

- (1) 防火地域又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第31条第1項に規定する特定防災街区整備地区内で、次のいずれかに該当すること。
 - (a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定により締結された建築協定において、建築物を地階を除く階数が2以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。
 - (b) 都市計画法第8条第1項第三号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあつては、建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。
 - (c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。
 - (d) 都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。
 - (2) 次のいずれかを満たす区域であること。
 - (a) 避難路に係るものにあつては、避難路の境界からおおむね30メートルの範囲の土地の区域
 - (b) 避難地に係るものにあつては、後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - (c) 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては、後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するための建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
- ロ 施行地区の不燃領域率40%を確保するために必要な建築物で、整備されることが確実なものをいう。

十一 「防災関連施設整備費」とは、都市防災推進事業制度要綱（平成20年3月31日国都防発第76号）第2条第9項に規定する地震に強い都市づくり推進5箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。

十二 「まちなみ形成建築物等」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的まちなみ形成に資する建築物等をいう。

十三 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池の整備に要する費用をいう。

十四 「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用（土地所有者

等又は汚染原因者が負担する費用を除く)をいう。

第6条の3 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。

1 都市再生事業計画案作成事業

- 一 制度要綱第6条の3第1項第一号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。
- 二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第1項第一号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内とする。
- 三 制度要綱第6条の3第1項第二号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内とする。

2 都市再生土地区画整理事業

- 一 制度要綱第6条第1項第二号イに掲げる事業のうち、制度要綱第6条の3第2項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1以内とする。ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む。）

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

ニ 公共施設工事費

ホ 公開空地整備費

ヘ 供給処理施設整備費

ト 電線類地下埋設施設整備費

チ 減価補償費

リ 立体換地建築物工事費

ヌ 仮設建築物整備費

ル 防災関連施設整備費

ヲ 浸水対策施設整備費

ワ 営繕費

カ 機械器具費

ヨ 事務費

- 二 制度要綱第6条第1項第二号ロに掲げる事業のうち、制度要綱第6条の3第2項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1以内とする。ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

イ 公共施設充当用地の取得費

ロ 事務費

【別添3-②】

三 第一号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第2項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の3分の1を限度とする。ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。

$$\begin{aligned} \text{補助限度額} = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A \\ & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ & + \text{立体換地建築物工事費} \\ & + \text{都心居住建築物、公益施設、商業活性化施設、立体換地建築物、} \\ & \quad \text{避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建} \\ & \quad \text{築物等の移転補償費} \\ & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\ & + \text{公開空地整備費} \\ & + \text{防災関連施設整備費} \\ & + \text{浸水対策施設整備費} \times 2 / 3 \\ & + \text{土壌汚染調査費} \\ & + \text{公益施設用地の増分の用地率} \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times 1 / 3 \end{aligned}$$

$$A = 2 / 3 \quad (\text{ただし、公益施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1})$$

ただし、補助限度額の算定にあたっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。

イ 公共用地率は、事業実施前の公共用地率が15パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は15パーセント又は土地所有者（過小宅地の所有者は除く。）が建築基準法第43条の規定に基づいて道路幅員4mを確保した状態の公共用地率として算定する。また、事業実施前の公共用地率を算定するに当たっては、制度要綱第6条第1項第二号ロにより取得した土地を事業実施前の公共用地とみなすこととする。

ロ 事業に要する公共施設整備費は、仮設建築物整備費（仮住居費等に基づき算定する移転補償費を上限とする。）を含めて算定することができることとする。

ハ 前項に加え、事業に要する公共施設整備費は、公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を含めて算定することができることとする。ただし、次に掲げる要件に該当するものに限る。

- (1) 安全市街地形成重点地区又は中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第7項に規定する認定基本計画に定められた、又は定められる見込みの区域で行われる事業であること。
- (2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業であること。

【別添3-②】

- ニ 土壤汚染調査費については、土壤汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される事業であり、かつ、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とする。
- ホ 公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1/3については、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とする。
- 四 前各号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第1項第一号ロに該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1以内とする。
- イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、試験等に要する費用
- ロ 換地諸費
事業計画、換地計画等の作成、換地処分等に要する費用
- ハ 文化財等調査費
事業施行に必要な埋蔵文化財等の調査に要する費用（施行地区面積1ヘクタール当たり3千万円を限度とする。）
- ニ 地区施設等の整備に要する費用のうち、次に掲げる費用
- (1) 道路
道路の整備費のうち、整地、橋梁、側溝、舗装、植栽等及び付帯設備の工事に要する費用
- (2) 公園の整備に要する費用
公園整備費のうち、整地、側溝、舗装、修景・便益・休養・遊戯・運動施設等及び付帯設備の工事に要する費用
- (3) 緑地の整備に要する費用
緑地の整備費のうち、造成、植栽及び付帯設備の工事に要する費用
- (4) 広場その他の公共空地の整備に要する費用
広場その他の公共空地の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用
- ホ 直営事務費
イからニまでに掲げる費用に係る事業の全部又は一部を事業主体が直営で行う場合に要する人件費、旅費及び庁費
- 五 第二号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第2項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の3分の1を限度とする。ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。

$$\text{補助限度額} = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A$$

$A = 2 / 3$ (ただし、公益施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1)

ただし、事業実施前の公共用地率が15パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は15パーセントとして算定する。また、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

3 被災市街地復興土地区画整理事業

一 制度要綱第6条第1項第三号イに掲げる事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

- イ 調査設計費
- ロ 宅地整地費
- ハ 移転移設費
- ニ 公共施設工事費
- ホ 公開空地整備費
- ヘ 供給処理施設整備費
- ト 電線類地下埋設施設整備費
- チ 減価補償費
- リ 立体換地建築物工事費
- ヌ 営繕費
- ル 機械器具費
- ヲ 事務費

二 制度要綱第6条第1項第三号ロに掲げる事業については、次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

- イ 仮設住宅等の整備に要する費用
- ロ 事務費

三 第一号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第4項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。

$$\begin{aligned} \text{補助限度額} = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\ & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ & + \text{立体換地建築物工事費} \\ & + \text{都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費} \\ & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\ & + \text{公開空地整備費} \end{aligned}$$

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

4 緊急防災空地整備事業

制度要綱第6条第1項第四号に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、当該用地を取得するのに要する費用（事務費を含む。）の2分の1以

【別添3-②】

内とする。ただし、予定される土地区画整理事業の減価補償費の80パーセントを限度とする。

5 都市再生区画整理統合補助事業

制度要綱第6条第1項第5号に掲げる事業については、当該事業を構成する要素事業ごとに、それぞれ同種の事業について第1項から第4項の定めるところに従うものとする。

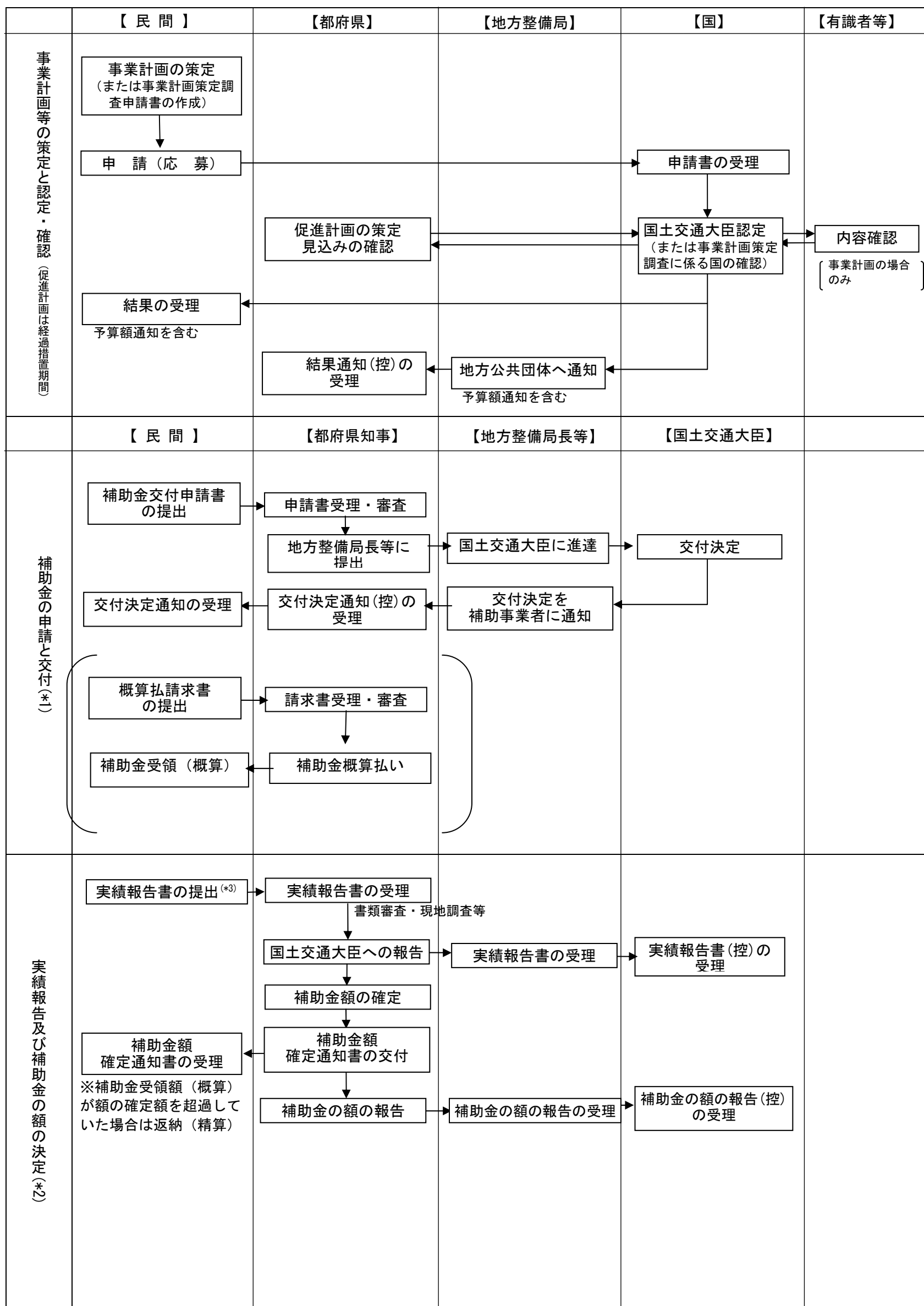
～略～

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成25年5月15日から施行する。

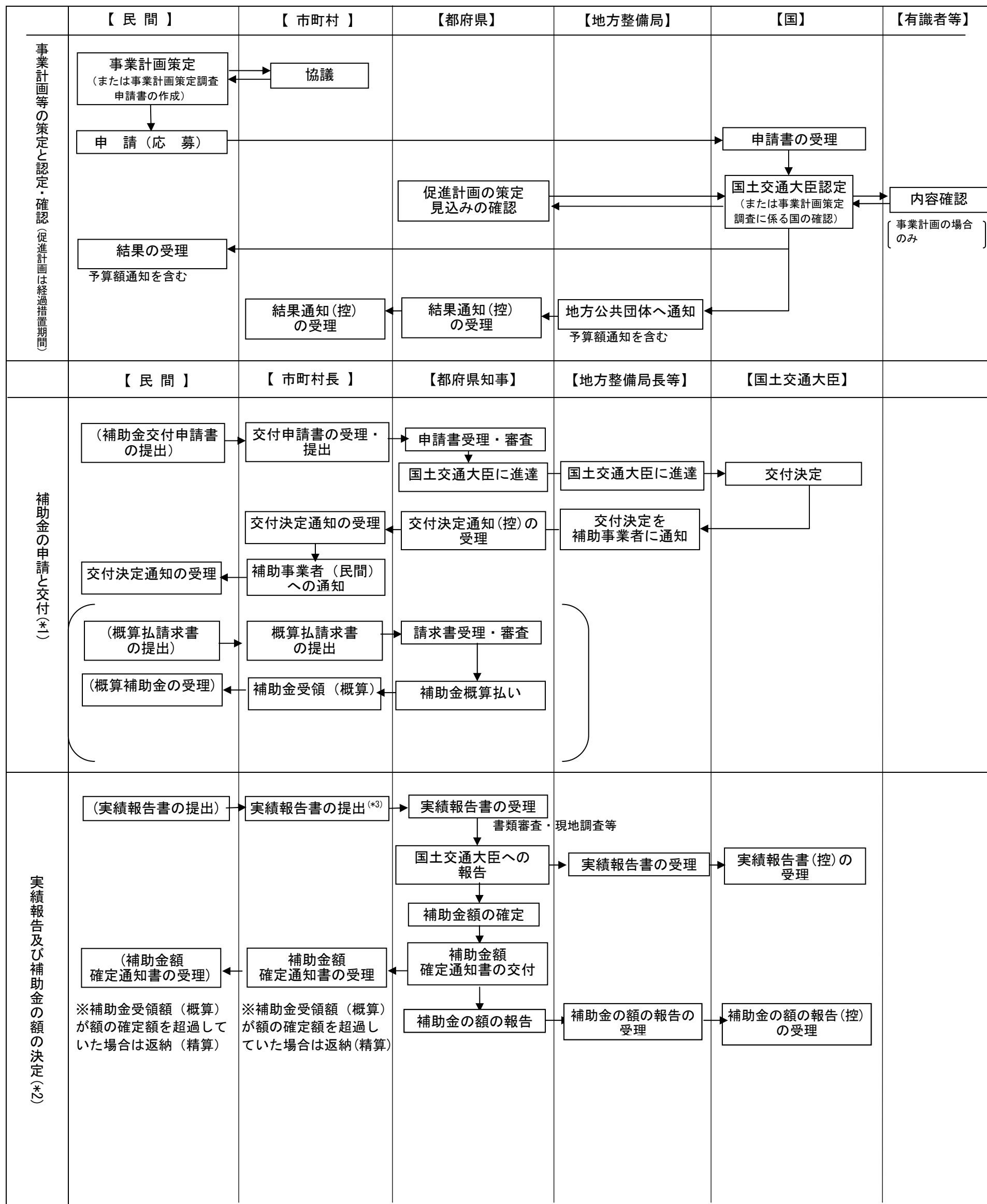
国際競争流通業務拠点整備事業 実施フロー（民間事業者等への直接補助の場合）



*1：都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成13年6月27日 国都総第2000号）、都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱いについて（昭和53年6月6日建設省都総発第208号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *2：都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて（昭和45年6月23日建設省都総発第171号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *3：補助事業が完了した日から起算して1箇月以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出

国際競争流通業務拠点整備事業 実施フロー（民間事業者等への市町村*からの間接補助の場合）

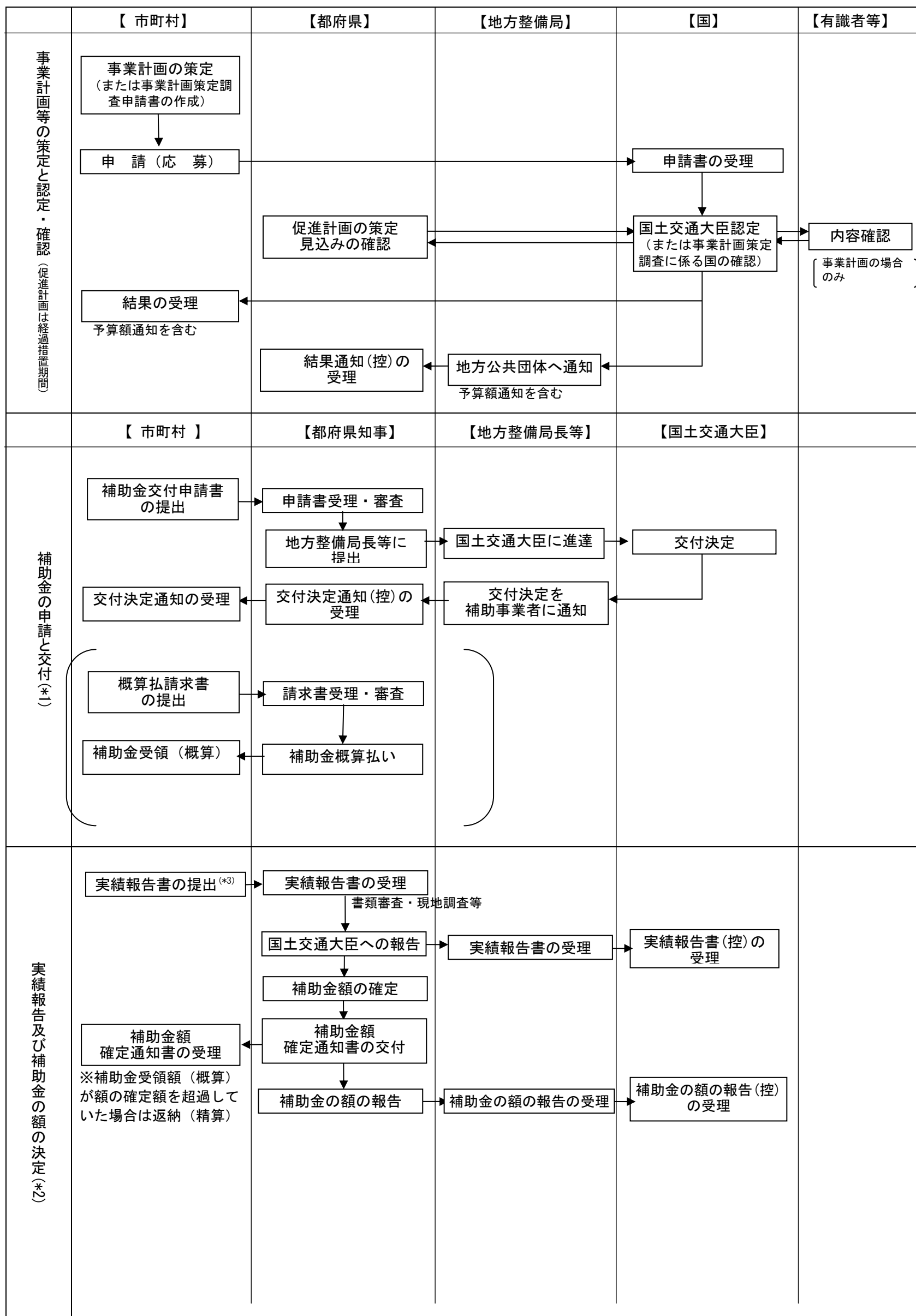
*都府県及び指定都市からの間接補助の場合は「補助金の申請と交付」以降の【市町村】を【都府県】に、【都府県】を【地方整備局長等】に読み替えるものとする
 *指定都市区域内で実施する場合は、「補助金の申請と交付」以降の【都府県知事】を【指定都市の長】に読み替えるものとする。但し概算払フローの読み替えは行わない。



*1：都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成13年6月27日 国都総第2000号）、都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱いについて（昭和53年6月6日建設省都総発第208号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *2：都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて（昭和45年6月23日建設省都総発第171号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *3：補助事業が完了した日から起算して1箇月以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出

国際競争流通業務拠点整備事業 実施フロー（市町村*が実施する場合）

*都府県または都市再生機構が実施する場合は、「事業計画等の策定と認定・確認」の【市町村】を【都府県】または【都市再生機構】に読み替えるものとする
 *都府県及び指定都市が実施する場合は「補助金の申請と交付」以降の【市町村】を【都府県】に、【都府県】を【地方整備局長等】に読み替えるものとする
 *都市再生機構が実施する場合は「補助金の申請と交付」以降の【市町村】を【都市再生機構】に、【都府県】を【国土交通大臣】に読み替えるものとする



*1：都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成13年6月27日 国都総第2000号）、都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱いについて（昭和53年6月6日建設省都総発第208号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *2：都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて（昭和45年6月23日建設省都総発第171号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *3：補助事業が完了した日から起算して1箇月以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出